

官報

号外

昭和三十一年四月二十日

○第二十四回 衆議院會議録第三十六号

昭和三十一年四月二十日(金曜日)

議事日程 第三十三号

昭和三十一年四月二十日

午前零時五分開議

一 北洋漁業に関する日ソ交渉の経緯についての外務大臣の報告に対する質疑

(前会の続)

第一 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第二 地方交付税法の一部を改正する法律案(北山愛郎君外十名提出)

第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 百貨店法案(内閣提出)

第九 国際金融公社への加盟について承認を求めるの件

第十 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出)の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について本日の本会議において文教委員長の中間報告を求めるの動議(福永健司君外六名提出)

議員請願の件
北洋漁業に関する日ソ交渉の経緯についての外務大臣の報告に対する質疑

(前会の続)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について文教委員長の中間報告

文教委員長から中間報告があつた

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案(内閣提出)

の整理に關する法律案(内閣提出)

午前一時四十分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 本日の議事日程を参事として報告いたします。

(参事朗読)

議事日程 第三十三号

昭和三十一年四月二十日(金曜日)

午前零時五分開議

一 北洋漁業に関する日ソ交渉の経緯についての外務大臣の報告に対する質疑

(前会の続)

第一 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第二 地方交付税法の一部を改正する法律案(北山愛郎君外十名提出)

第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 百貨店法案(内閣提出)

第九 国際金融公社への加盟について承認を求めるの件

第十 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について本日の本会議において文教委員長の中間報告を求めるの動議(福永健司君外六名提出)

○議長(益谷秀次君) 福永健司君外六名から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について本日の本会議において文教委員長の中間報告を求めるの動議が提出されております。右動議を議題といたします。

採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、福永健司君外六名提出の動議は可決されました。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 午後一時に再開することとし、それまで休憩いたします。

午前一時四十三分休憩

午後五時七分開議

○議長(益谷秀次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。議員河野一郎君から、日ソ漁業交渉の政府代表として訪ソのため、四月二十一日から五月十五日まで二十五日間請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 北洋漁業に関する日ソ交渉の経緯についての外務大臣の報告に対する日野君の質疑

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

北洋漁業に関する日ソ交渉の経緯
についての外務大臣の報告に対する
質疑

(前会の続)

○議長(金谷秀次君) 北洋漁業に関する日ソ交渉の経緯についての外務大臣の報告に対する質疑を継続いたします。日野吉夫君。

〔日野吉夫君登壇〕

○日野吉夫君 私は、日本社会党を代表し、一昨昨日報告のありました日ソ漁業交渉の問題に対し、鳩山総理大臣、重光外務大臣に対し若干の質問を行わんとするものであります。(拍手)
まず、質問に入る前に、日本の北洋漁業に致命的な打撃を与えるこのたびのサケ・マス漁業制限という重大な事態を引き起した政府の不適切な外交方針に対し遺憾の意を表するものでございします。(拍手)

わが北洋漁業の実情は、十九船団の母船と、五百隻の独航船と、二万人の乗組員を擁し、来たる二十二、三日にはそれぞれもよりの漁港を出発し、基地函館に集結した上に、いよいよ二十八日には北洋の漁場に向って出発することになっていいることは、皆さんの御承知の通りであります。果して安全に操業ができるのかどうかという不安を抱いて、今回の日ソ漁業協定の成否をじつと見守っておるのであります。鳩山内閣は、さきの総選挙に当って、日ソ国交のすみやかなる解決を国民に向って公約し、また、鳩山総理みずから、この問題に政治的生命をかけること

まで断言されたことは、今さらここに私が指摘するまでもないこととてございします。

しかるに、昨年六月ロンドンにおいて日ソ交渉開始してより八カ月、回を重ねること二十三回、しかも、なお妥結を見るに至らず、去る三月二十日の会議を最後として、ついに無期限の休会状態に陥り、再開のめどが全く立たないという最悪の事態に立ち至っておるのでございします。(拍手)かかる事態を引き起した最大の原因は、申すまでもなく、政府の二元外交であり、政府、与党の内部における意見の不統一であります。わが在ソ抑留同胞の引き揚げがいたずらに遅延し、また、本月末の出漁を目前に控える重要な段階において、今回のサケ・マス漁業制限という事態を招いたのも、その根源を探れば、日ソ交渉の早期妥結という根本問題に対し政府が確固たる方針を持っていないことに起因するものであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

この意味において、私は、日本の北洋漁業についてこのような重大事態を引き起した鳩山内閣の外交方針に対しては遺憾の意を表さざるを得ないのであります。内閣を統括する地位にある鳩山総理の日ソ国交回復に関する基本的な方針並びに今後の見通しについて、明確なる所見を伺いたいのであります。(拍手)

次に、今回ソ連政府から寄せられまして日ソ漁業交渉に関する回答文に対し、政府はいかなる態度をもつてこの交渉に臨まんとするのであるか、お尋ねしたいのであります。ソ連政府の回答は、漁業資源保護、海難船舶の救助に関する協定を締結するための

交渉を開始したいとの日本政府の提案の趣旨を検討した結果、右交渉の開始に同意したとあり、続いて、なお協定が成立し、実施された後に、現在ソ連がとっている漁業資源保存の制限について検討をする用意があるといっておるのであります。この回答文から判断いたしますと、ソ連側は、一般漁業協定の成立を見ざる限り、サケ・マス漁業制限の問題の交渉に応じないことが明白であります。プラウダ紙の発表においても、この点は明確にされているところであり、わが方の態度が、依然として、諸懸案の解決などと、ロンドン会議を蒸し返すならば、何らの進展を見ないことも明らかなる事実といわなければならないと思ひます。

(拍手)われわれは、問題の早期解決をはかるために、本格的漁業協定を締結する交渉に応じ、それによって漁業制限の問題を一挙に解決することが最善の方途であると考えているのであるが、鳩山総理はこの点に對しいかなる考えを持って交渉に臨まれんとするのであるか。この点を明確に御答弁願ひたいのであります。(拍手)

質問の第三点は、日ソ両国間に本格的な漁業協定を締結することによって両国間に国交回復の契機を作らんとする意図が果して政府にあるのかどうか。前に述べた通り、日ソ交渉は完全に暗礁に乗り上げており、このまま推移すれば、いつ交渉が再開されるのか、全く見当さえつかない状態であるか、かくして、鳩山内閣の最大公約たる日ソ交渉の早期妥結は、今やほとんど捨て去られんとしており、公党としてゆゆしき大問題といわなければならない

りません。このとき、日ソ漁業交渉が当面の問題として眼前に提起されたのであります。鳩山内閣にして、もし国民の公約に忠実であり、真に国民の日ソ国交回復の熱望にこたえんとするならば、このたびの日ソ交渉こそ、鳩山内閣起死回生の妙策、局面打開の絶好の機会であると信ずるのであります。これに對する鳩山さんのお考えはどうであるか、伺っておきたい。

しかるに、政府、与党の内部には、このたびの日ソ漁業交渉はあくまでサケ・マス漁業制限問題のみに限るべきである、漁業問題に関する一般的協定を結ぶべきでない、また、一般漁業協定の締結することは事実上日ソ両国間の国交回復をもたらすおそれがあるとして、反対するものがあると伝えられておるのであります。鳩山総理は、かかる議論に屈して、一般漁業協定を拒否し、そのために目前のサケ・マス出漁に支障を来すことになるならば、日本の北洋漁業はたちまち甚大なる打撃をこうむることはもちろん、せっかく開かれんとする日ソ国交回復のドアは閉ざされることになるのであります。日ソ交渉妥結のためには生命をかけることと公言された首相であり、必要とあらばソ連まで出向いても解決をはかりたいと言明されておる総理は、何ゆえに党内意見の統一を積極的にはかりにしないのか。外交の背景は国論の統一であることは、いまさら言を要しないところである。わが党は、鈴木委員長より、しばしば両党首会議を申し入れて、国論統一に協力しているのに、自民党内部の意見の不統一が外交を誤ましめ、国家と民族をして不幸に陥れていることは、天人ともに許さざると

ころといわなければならないのであります。(拍手)鳩山総理は、先日までは一代行委員にしか過ぎなかつたのであります。今回は総裁に就任されたのである。このたびの漁業交渉を契機に、日ソ国交をすみやかに解決すべく、党内意見の統一をはかり、積極的措置をとるべきと思ひ、鳩山総理の所信を伺いたいのであります。

質問の第四点として、次にお尋ねしたいのは、河野農相の代表資格に関する問題であります。全権委員であるのか、政府代表であるのか、明確にこの点をお答え願ひたいのであります。新聞の報ずるところによれば、全権委任状を持った政府代表という奇妙な代表であります。何ゆえにかくのごとき形をとらねばならないのか、国民とともに、はなはだ了解に苦しむものでございします。(拍手)回答文の示すごとく、一般漁業協定の締結により、当面の漁業制限の交渉が可能とされるならば、この交渉に臨む態度は、最初から一切の調印ができる全権として派遣すべきであつて、このことが交渉を可能にする唯一の方途であると信ずるものであります。いかなる考えで政府代表として派遣するのであるか。こそくな手段をもつて国交の回復をちゅうちょすることは、問題の解決を遠く追いやる結果になることは明らかであります。総理は具体的な現実を直視し、漁業問題の早期解決をはかるために、あいまいな政府代表をとりやめ、明確な全権の形をとるべきであると思ひ、鳩山総理はいかにこれを考えておられるか。(拍手)

次に、今回の代表団の構成を見ますと、一方的に資本家の代表と政府の代

表だけであります。中小自営漁民の代表、労働者の代表、協同組合の代表等を欠いている。この点はどうした手落ちか。さらに、もし共同監視委員会の設置等のことがあれば、海上保安庁等も重要な役割を果たすことになるが、この方面の代表を加えないことは、あまりにも一方的ではないか。松本全権は、ソ連を再認識せよと、至るところで言っている。ソ連をよく知るならば、かかる手落ちはないはずである。総理はこれらの代表を追加して派遣する考へはないかどうかを伺いたいのであります。

次に、ソ連との間に漁業問題に関する暫定協定を締結した場合、漁獲高調査のために、ソ連の調査事務所を日本に設置することを考慮しているが、鳩山総理は言明されておるのであります。右の言明に対し、根本官房長官は否定的な談話を発表しておられるが、真相はどうか。もし首相の言明通りならば、いかなる形の調査機関が設置されるのか。現在のソ連代表部との関係はどうなるかの点も、あわせて伺っておきたいのであります。

さらに、首相に対する最後の質問として、私は、本交渉の重大性にかんがみ、一応総理に伺っておきたい。河野農相は、かつて日魯漁業の社長たりしことがあり、現在もまた深い関係を有しているやに聞く。北洋漁業については、昨年は十二船団、三百四十隻、本年は十九船団、五百隻と、ウナギ上りに船団、独航船を増加し、実質は日魯を中心に、三大独占資本の系列化を完成したのである。このことが、ソ連及びカナダ等より乱獲指摘となってきた

関係等もあって、今次会議の根本に横たわる問題として重大視しなければならぬところであります。自民党の内部においても、このことを指摘して反対しておるようでありますし、国民の中には大きな疑惑を持つて見ている者もある。総理は、農相の出発する前に、かかる一切を一掃し、船団の再編成、漁獲対策等、北洋漁業に対する基本的の方針を明らかにして、いささかも協定成立に支障なきよう万全を期して本協定に臨ましむべきであると思ひ、首相の所見を承わつておきたい。

(拍手)

次に、重光外相に対して、日ソ漁業協定に対する基本的な考えをただしたものであります。重光外相の報告を聞いていて受ける印象は、きわめて消極的であり、この機に至るも、なおかつ、ちゅうちょしているかに考えられるのであります。さらに、一昨日の外務委員会におけるわが党の松本君の質問に対して、こういふ答弁をいたしておられます。政府は国交回復したくないと言つたことはない、国交については、ロンドン交渉は休会になつていて、そのときに漁業問題が起つたから交渉するといふにすぎない、といふことを言つてゐる。何たる情ない答弁でしょう。この言葉のどこに国民の信頼をつなぎ得る積極さがあるのか。漁業問題解決の意欲がどこにあるのでありましょうか。行き詰まつた日ソ交渉に対して、わが方から申し入れた交渉である。おくれたとはいへ、返事がきたのである。鳩山首相は日ソ交渉の成否に運命をかけておると言つてゐるが、重光外相は、外交の担当大臣として、いかに

に対処するつもりか、決意のほどを伺いたないのであります。しかも、今、十九船団の母船、五百隻の独航船、二万人の乗組員が、この二十八日には、拿捕か抑留かの不安にかられつつも、北洋の漁場に向つて出發せんとおるものである。この緊迫した事態を、あなたはいかに認識し、いかなる手を打たんとしておられるのか。慎重に考慮した上に、最悪の手を次々に打つてきたのが重光外交の姿である。かくして、国連加盟に失敗し、日韓交渉が何らのめどがつかず、日ソ交渉は全く行き詰まり、しかも、その間、相手方のいやがる手だけを次々に打つてきたではありませんか。わが党の鈴木委員長は質問に、あなたは、何の打つ手があるかと逆襲して、議場を騒然とさせたことは、いまだ忘れられないでしよ。重光外交は、まさに打つ手なしである。甚であるならば、投げの一手があるだけじゃないか。ポロポロ甚に、今漁業交渉という劫が立つたようなものではないか。外相は、この漁業交渉を巧みに取り上げて、行き詰まりの日ソ交渉に活を入れ、大胆に漁業交渉を成立せしめ、このステップの上には懸案の本格的日ソ国交の回復をはかるべきである。今さら、しり込みして、国交回復の糸口を失するがどうか、重光外相は日ソ交渉を積極方針に切りかえる意思があるかどうか、伺いたい。

第二点として、河野政府代表に全権委任状が出せない理由について伺いたい。すでに明らかにしたごとく、漁業協定の成立した上でなければ当面の問題たる漁獲制限の交渉に入らないといふことは、ソ連が繰り返して繰り返して言つてゐる通りである。しからば、当然協定成立の必要條件たる委任状の提示が必要となるのに、この委任状を与えずに、政府代表として出發せしむることは、この協定成立に対して外相に熱意なきものと解してよろしいのか。ロンドン会議が三月二十一日から無期休会となり、直ちにソ連の一方的漁獲制限に対する国際法上の不当を抗議し、日ソ交渉とは別個に話し合いを行いたいと申し込み、それに対して、ソ連側から、去る十日、前述のごとき回答がきたのである。健全なる国民常識の持主ならば、当然に受けて立つべきであるし、申し込み内容たる魚族保護、海難救助の協定をまず成立せしめ、当面の漁獲制限に対してすみやかなる妥結を見るような努力をすべきである。もしそのために必要欠くべからざる手続は、外交担当大臣たる外相が率先して配慮すべきものと考えられるが、重光外相は、河野代表出發前に委任状を与えて出發せしめる考へはないかどうか、この点を伺いたい。

(拍手)
さらに、外相は、ただいまは国交交渉の時期でないと言つてゐるが、何を根拠としてか言われるのか。しからば、いかなるときが適当な時期か、伺つておきたい。当面の漁業問題、引揚者の問題等をいかに考へておるか。与党内に二つの潮流があるとも聞いているが、この意見の統一が再開の時期と関係があるのかどうか。日ソ交渉が八九月、二十三回、しこりして、回答はゼロであった。このことは重光外交の手柄でも自慢でも決してない

のであります。単なる悲鳴でしかない。……
○議長(益谷秀次君) 日野君、時間が参りました。
○日野吉夫君(純) 外相は、この機会に日ソ漁業協定を正式に成立せしめ、その上に、当面の具体的な漁獲制限の取りきめ成立によつて、漁業者を中心とする国民の不安一掃をはかり、そのために必要な党内の意見の調整等一切の施策を打ち立てて、国会を通じて国民に知らしむる義務があると思ひ、外相の所見を伺いたいのであります。
以上をもつて私の質問を終ります。
○議長(益谷秀次君) 日野君の御質問にお答えをいたします。
現在、日ソ交渉は中断をしておりますが、双方の合意する時期に再開することになっております。政府としては、交渉が円満に早期妥結されんことを希望しております。
第二に、国論の統一とか、党内の意見の相違とかというより、なにとつて御質問がございましたが、国論の統一は、お説の通りに、その必要性は認めます。従つて、私はこれに対して努力をしたいと思ひます。

○議長(益谷秀次君) 日野君の御質問にお答えをいたします。
現在、日ソ交渉は中断をしておりますが、双方の合意する時期に再開することになっております。政府としては、交渉が円満に早期妥結されんことを希望しております。
第二に、国論の統一とか、党内の意見の相違とかというより、なにとつて御質問がございましたが、国論の統一は、お説の通りに、その必要性は認めます。従つて、私はこれに対して努力をしたいと思ひます。

○議長(益谷秀次君) 日野君の御質問にお答えをいたします。
現在、日ソ交渉は中断をしておりますが、双方の合意する時期に再開することになっております。政府としては、交渉が円満に早期妥結されんことを希望しております。
第二に、国論の統一とか、党内の意見の相違とかというより、なにとつて御質問がございましたが、国論の統一は、お説の通りに、その必要性は認めます。従つて、私はこれに対して努力をしたいと思ひます。

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案についての文教委員長の中間報告

河野君の資格について御質問がありました。これは政府代表として出かけますが、また必要に応じては途中全權に交えるかも知れません。

その他の御質問に対しては、外務大臣よりお答えいたします。(拍手)

【国務大臣重光葵君登壇】
○国務大臣(重光葵君) お答えをいたします。

私の国会に対する本件の報告及び外務委員会における答弁は、漁業交渉を開始するに至りました経過をそのまゝ御説明をいたしましたものでございます。本件のきわめて重要な、また緊要なことは、よく承知をいたしております。それでありまして、日ソ交渉が自然休会になるとともに、この交渉を開くことを提案いたしましたわけでありまして、その提案に対して、ソ連側は交渉を開始しようということに承諾をしてくれました。そこでこの交渉が始まるわけでございます。

一般の問題としては、日ソ国交をすみやかに調整するために、懸案の解決に努力をしてきたことは、御承知の通りであります。政府の方針は少しも変わっておりません。また、これが私の所信でございます。(拍手)

なお、漁業問題の交渉に当るために、政府は従来の慣例に従ひまして、政府代表を派遣することに決定をいたしました。もしこの交渉において全權委任状を要する場合には、何とぞできるときにすぐこれを発することができるように用意をいたしております。私はさういふ時期が少しも早くくることを期待いたしておる次第でございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案についての文教委員長の中間報告

○議長(益谷秀次君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案についての文教委員長の中間報告を求めます。文教委員長佐藤次郎君。

【佐藤次郎君登壇】
○佐藤次郎君 ただいま地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、文教委員会における審査の中間報告を院議をもつて求められましたので、御報告申したいと存じます。(拍手)

この際、去る十七日、中間報告の動議提出に際して赤城宗徳委員よりなされた提議説明は、いささか事情が違ひますので、その経過を念のため報告しておきます。

事の起りは、四月十二日午後委員会が再開されたときからのことです。この日、めづらしく、自民党席には多くの見なれない委員が詰め寄り、空気のただならざるを感じいたしました。当日午後、普通やらない予定日だったのですが、わが党理事は出席していなかったのですが、審議促進のため、特に委員会を再開しました。午後四時半ころ、

野原委員の質疑中、差しかえられた新顔の与党委員も多く席を占め、また、あとの方からは、ときどき打ち切りの声も小さく聞えました。私は、手洗いにいくため、やむなく前田委員に頼み、廊下に出ると、文教委員会が質疑打ち切りをやるからこれから出席するのだという自民党の委員の声を耳にいたしました。

そこで、種々状況を考えますと、先日、清瀬文部大臣が、新聞記者に、非公式ながら、本法案が十二、三日に委員会打ち切りになると述べられたことも、私は思い出されました。当日、社会党の委員席にはわずかに四名しか出席していません。心細いありさまでしたので、これは容易ならざる事態が起きはしないかと、心ひそかに心配いたしました。そこで、坂田理事を委員長席に呼んで、君の方はきょう打ち切り動議を出すのではないかと尋ねましたところ、同君は、そんなことはしない、委員長、信用してくれという返事でしたので、ちよつと安心いたしました。しかし、その後、坂田委員より、散会後理事会を開けとの申し出があり、散会後理事会の諸君を督促して、その行方を探しましたが、見当らなかつた。そこで、前田委員に話して、ぜひこの委員会が散会したあと坂田理事の要望に応ずるため、わが党理事の出席方をお願いいたしました。五時半、ようやく山崎理事のありかもわかりましたので、坂田理事にその由を伝え、かつ、理事会は委員会の散会後開くこととして、委員長からその旨を散会前に宣言する旨を記したメモを同君に示したので、坂田理事はそれを了とせられ

ました。その後また、赤城理事が委員長席に來られ、党との関係もあるもので、ぜひ理事会を動議として出したいとの申し出がありました。私は、坂田理事に話したと同じように、理事会を開くのにわざわざ動議を出さなくとも、委員長から責任を持って開催することを宣言するので、そんなことはないでほしいと申しましたところ、同君も私の意を了とされ、自席に戻られました。(何を言っているのだ)と呼び、その他発言する者多し。黙って聞け。それなら、なぜ中間報告を求めたのだ。(発言する者多し)野原委員よりの質疑はその後も続いていました。

【発言する者多し、議場騒然】野原委員の質疑はその後も続いていました。五時四十分ころ、ようやく終る時期がきたので、前田、横路両委員から、坂田、赤城両理事に、理事会を散会後開くことに了解を求めましたので、これで私は円満にいくと思ひ、ほつといたしました。ところが、赤城理事に何かと耳打ちする自民党の委員の二、三名もありまして、ちよつと私は急に感ぜていたやさき、しばらくして、突然赤城理事が立ち、「議事進行の動議」と言われたので、私としては、これは急に質疑の打ち切りの動議に変わったのではないかと、先ほど心配していたことが実現してきたらしいと思ひ、議場の混乱を避けるために、直ちに委員会を散会したのであります。

【拍手】
その後、赤城、小山両委員より、わが横路、前田両委員と交渉があり、話し合いがついて、円満裏に十三日委員会を開催することにきめ、さういふ処理したいと思つておりましたが、両者間

にその了解の大きな食い違いがあることがわかりました。その後、自民党側十二名の署名入りの委員会開催要求書が参りましたので、これは、十三日委員会を開き、何らかの強行手段をとることを確信し、まず両者が話し合うことが第一であると思ひ、理事会を十三日午後一時に開くことといたしました。十三日理事会を開きました結果、両党理事の間には相当の勘違いもあり、十二日のことはお互いに誤解のあることもわかつたのであるが、委員長としては、理事会の議がこの際円満にまとまらなければ混乱を生ずると思つたので、五回の休憩をしながら、七時間にわたる理事会を開いたが、わずかの食い違いで議事がまとまらず、ついに翌日に持ち越ししました。

自來五日間、毎日理事会を開きましたが、自民党は審議期間三日を主張し、社会党は五日というところで、両者が譲らず、私としてはお互いに話し合ひで円満に処理を期待いたしました。が、ついにまとまらず、わずかの相違でかくのごとく中間報告を余儀なくされたことは、返す返すも残念であります。(拍手)十六日も、私は両者の最後の妥協案を出したが、そのとき、赤城、坂田両委員より、委員長の中間報告の動議の手續をしたのだから、今さらせんなきことと、ついに最後の通牒を受け通り、万事休した次第であります。私は、昨年三月以来文教委員長の重職を汚し、松村文相のとき、政府提案の十一法案を円満にまとめ上げ、また、困難な議員提案の三案も無事通過させ、各党の協力のもとに、その職を全うして参りました。(拍手)清瀬文相になるに及び、一つは自民党の合同

ができたのもよるものでありましたが、実際に、委員会は、前の時代と変り、険しい雰囲気と変り果てて、しはしは怒気を帯びる発言のある委員会となり、まことに残念に存じました。しかも、本国会にも政府は七つの法案を仕上げ、今や政府提案の残っているものはわずかに四法案となりました。私は委員長として、教育二法案と並んで教科書の法案は世評の高い重要法案であるから、努めて審議期間も長く、慎重審議すべきものと考え、私は一日の欠席もせず、熱心に法案の進行に努めて参りました。(拍手)ときには社会党の委員の質疑にある程度の制限を加え、そうして、公平な委員長として、自民党委員もよく理解していただいたはずでございます。(拍手)

委員長の中間報告が求められた例は、昭和二十二年以来初めてのことでございます。すなわち、第一国会、昭和二十二年十一月二十二日の会議において、すべての動議に先だち直ちに鉱工業委員会において審査中の臨時石炭鉱業管理法案について、鉱工業委員長の中間報告を求める動議が提出され、院議でこれを可決したのでありますが、委員長伊藤卯四郎君が同委員会における審査の経過を報告したこと以来のこととあります。このときは、民主党の議員が自由党にくらがえたため、与党委員が急に減った理由により、委員会の構成が変わったので、やむなく本会議で動議を求めて中間報告をなし、それから委員会に諮り、否決されたので、やむなく本会議において採決した理由によるものであります。今回とは全くその事情が異なっていることも理解されたいのであります。

今回の審議がおくれている原因は、第一に、清瀬文相は本案を二月下旬に必ず提出すると言っていたのに、与党間の賛否両論の調整がつかず、やつと三月の九日に委員会付託になった点にあります。また、第二の原因は、本案の審議中、清瀬文相がしばしば委員会において冗長な答弁をなし、時間を浪費したことでありまして、このことは与党の諸君もよく御存じのはずであります。(拍手)

さらに、審議の過程中に最も大きな問題となったのは、矢内原東大学長以下十大学長の声明、次いで、関西の滝川京大学長以下十三大学長、また、上原教授以下六百七十五名の全国学者の法案を憂うることなど、その声明の内容は、「教育は時の政治の動向によって左右されてはならず、教育の制度と方針は政争の外において安定させるべきだが、最近、文教政策の傾向はこの原則を危うくするように思われる。たとえ教育委員会について、あるいはまた教科書制度について、そのいわずの改正案を見ると、いずれも部分的改正ではなく、民主的教育制度を根本的に変えるようなものであり、ことに教育に対する国家統制の復活を促す傾向がはつきりしているのは、容易ならぬことといわねばならない。こうした傾向はやがて言論・思想の自由の原則を脅かすおそれあるものである。戦後、民主的な教育の制度と方針が創始されて未だ年月も浅く、各部面にわたって改善を要する点はあるとしても、その根本原則は堅持しなければならぬ。もし法制上改正を要する点があるならば、政府はそのことを適当な審議機関に諮問して十分に審議を尽くしめ、ま

た広く関係方面の専門的意見を聞き、世論に耳を傾け、慎重審議の上で初めて法規の改正に着手し、これを国会の議にまかせるべきであつて、かりにも制度を根本的にくつがえすような改正案を急に作成して国会に上程し、その通過をはかるようなことは、誠に成められなければならぬ。ようやくくして健全に育成されつつある国民教育の前途を思い憂慮にたえず、ここに有志相はかつて声明を行い、政府と国会の反省を促し、世論の一そのの興起を期待する。(拍手)というものであります。また、全教委、地教委のこぞの熱烈な反対もあり、この法案をめぐる教育の民主主義を守り得るかどうかのまことに重大な岐路に立たされたものであります。委員長としていよいよ慎重審議をする必要が痛感されたのも当然と理解されたいのであります。(拍手)

さて、この両法案は、ともに去る三月八日本院に提出せられ、翌九日の文教委員会に付託されました。次いで、十四日、清瀬文部大臣より提案理由の説明を聴取し、十九日より両案に対する質疑に入つたのであります。自來約一カ月にわたり、ほとんど連日のごとく委員会もしくは理事会を開き、本案の審査について円滑なる議事の進行をはかつて参つたのであります。

本案は、申すまでもなく、わが国教育の将来に多大の影響を持つ重要な法案であります。院の内外において幾多の論議がなされ、また、本院に提出されましたが、議員各位より重大なる関心が寄せられましたのであります。すなわち、去る三月十三日、委員会審

査に先だち、本会議において清瀬文部大臣より提案理由の説明を聴取し、山崎委員よりこれに対する質疑がなされたことは、各位御承知の通りでございます。次いで、委員会の審査に入りまして、各委員よりきわめて真摯かつ熱心なる質疑がなされ、政府当局よりもそれそれ懇切なる答弁がなされたことは、ありがたいことでございました。

特に、本委員会では、法案の内容の重大性にかんがみ、広く教育に関するわが国各界代表の方々より意見を聴取するため、去る四月七日及び九日の両日にわたり、まれに見るりっぱな公聴会を開きました。(拍手)公述人として招致いたしましたのは、東京大学学長矢内原忠雄君、元総長南原繁君、全国町村会会長関井仁君、日本教職員組合中央執行委員長小林武君、長崎県知事西岡竹次郎君、全国都道府県教育委員会委員長協議会幹事長松沢一鶴君、国学院大学教授北岡壽逸君、朝日新聞社論説委員伊藤昇君、東京大学教授田中二郎君、京都大学教授池田進君、千葉市教育委員会尾形猛男君、日本PTA協議会会長塩沢常信君の十二名でございます。これらの方々より本案に対する熱心かつ忌憚のない意見の開陳がなされました。また、各委員より公述人に対する真摯な質疑応答を行ひまして、本案に対する練密周到な検討を進めて参つたのであります。

さて、本委員会といたしましては、先にも述べました通り、委員会審査だけについて見ましても、公聴会を含めまして、今日まで回を重ねること十四回、時間数にして相当の程度審議しておりますが、なお十分なる審査を要するところが多々あります。しかしなが

ら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案について見ましても、本則六章六十一カ条、附則二十五カ条から成り立つ大きな法案でございます。特にその盛りだく内容から申しまして、一条々々ゆるがせにできない重要なものを含んでいるのであります。(拍手)

本委員会といたしましては、提案者たる清瀬文部大臣、緒方政府委員に対する質疑応答及び資料の要求によつて法文の内容を具体的に解明するとともに、また、先に述べた公聴会により、識者の批判を聞き、国民各位より本委員会に寄せられた各種の陳情、さらに、新聞その他による世論の動向に注目して参つたのであります。いづれにいたしましても、あらゆる角度から慎重に検討いたしました。本案審議に万全を期すべきものと存じておる次第であります。しかるに、現段階では、本法案に対する総括質問を残し、逐条質疑に入つたのであります。逐条質疑は、まだ第七條第一項の程度までしか進行いたしておりません。第二に、本案の重要性にかんがみ、現内閣の最高責任者たる鳩山総理大臣より直接政府の見解をただしたく、総理に対する出席要求がなされておりますが、これがまだ済んでおりません。第三に、地方教育行政について密接なる関連を持つ本院の地方行政委員会より、本案に対する連合審査会開会の申し入れが参つておるのであります。これもまだ行なっておりません。

以上が今日までの経過の概要でございますが、次に、法案の内容に関しまして、文教委員会における審査の経過

を詳細に御報告申し上げたいと思ひます。(拍手)

本委員会におきましては、これよりいよいよ質疑の段階に入つたわけでありますが、まず、逐条審査に入る前に、一般質疑の中において問題となつた諸点について申し上げます。

その第一点は、東大矢内原学長ら十名の学者による文教政策の傾向に関する声明に関する問題であります。この問題について、平田委員、辻原委員、木下委員、河野委員、高津委員より、それぞれ熱心な質疑がなされました。そのおもなる点について申し上げます。

まず平田委員より、この声明について大臣の所見をただしたのに対し、清瀬文部大臣より「大へんいいことが書いてあると思ひます。これは二つありまして、第一段は、民主的教育の根本制度は容易に変更すべきものじゃない」といふこと、第二段は、それぞれの機関等に意見を徴して、慎重審議の上で議案を作れといふこととございまして、大体私もそういたしましたつもりでございます。ただ、大学におかれまして、国会や文部省でしておることが、まだ十分おわかりにならなかつたのじゃないかと思ひます。」「といふ答弁であります。さらに、同委員より、文教政策の傾向に関する声明といふこの中には、最も大きな問題は、こゝろ大改革を審議機関に諮問もしないで、急速に提出しなければならなかつたことと思はれるその理由について質問いたしましたのに対し、清瀬文部大臣より「このうちで、今私が説明しました教科書法案と、それから今審議の対象となつております地方教育

行政組織及び運営に関する法律、この二つについて言つておられますが、教科書法についてはかねがね調査いたしておりましたが、中央教育審議会からは十二月の五日に答申がございまして、これをよくかみ分けて、とるべきはとつてこの案を立てております。それから教育委員会のことにつきまして、私の前任者が教育行政のことを諮問したりちに含まれておりますので、昭和二十八年七月二十五日付で詳しい答申が出ております。」「との答弁がなされました。次いで、辻原委員より、これに関連して次のような質問がなされました。すなわち、「今大臣の平田さんの質問に対する答弁を聞いてみると、これらの人々の見解は、この法案の研究あるいは政府の真意、こゝろいふものを十分検討なりあるいはそんなことをしないために、このようなたくするのではないかと、政府としては所要の手續、あるいは十分関係の方々の意見を尊重してやつたのだといふ答弁であります。もし大臣がご話のようであるなら、少くとも今日日本の教育界の中の大部分の人たちが、あげてこの法案に対して警告を発するやうな、そういう異例の態度はとらないであります。そこに、大臣のお考えになつておられる点と、またこの法案に対して従来関係した方々あるいは一般の国民との間に、非常にギャップがあると考えられます。これに對して大臣の少くとも納得せしめられ得る御見解を承わらないことには、われわれとして黙つて引き下るわけには参らない。この文教政策の傾向、言葉はど

うであらうとも、少くともこれは一歩一歩教育がその根柢をゆすぶられて、漸次言論の自由、学問の自由を脅かすやうな過程をたどりつつあるといふことに対する声明である。これは単に清瀬大臣の見解のみならず、鳩山内閣の文教政策が、そういう言論自由の圧迫、民主教育の根柢をゆすぶつていふという傾向をたどりつつあるといふ学

界の方々の相一致した見解であります。これに對して、政府としては、具體的にどうであるかといふことを天下に表明せられる責任が、少くとも政府を代表していらつしやる鳩山総理にあると思ひます。」「

の答弁のあと、総理の出席要求がなされました。これに對する清瀬文部大臣の答弁は次の通りであります。すなわち、「この声明に對する私の答へは、今平田委員に對していたした通りであります。いい声明と思ひます。この主張にはちつとも異議ありません。民主教育の根柢は容易に動かすべきものではないとせん。それから法制上に改正を要するところがあるならば、それは適當な機関に諮問して十分に審議を尽くすといふことは、その通りでございます。ただ、もしそれが中教審に諮問してないといふことであります。教科書法については、最近諮問いたしました。それを採用しております。それから教育委員会については、前任者が諮問して答へが出ております。もつとも、これは全部はとつておりませんで、した。けれども、その答への中に、市町村委員会については多少の疑念なしとはしたが、現行法の性格を直ちに更改するなとおっしゃつております。私の方も疑念を持ちましたから、地方委員会は廃止しないで存置して、その規定を改めて、今の案のよう

にいたしましたのであります。後段のことについては、少し御調査が足らなかつたのではないかと。前段のことについては、ちつとも異議はありません。」「との発言があり、また私からは、「ただいま辻原委員より要求のありました鳩山内閣総理大臣の出席につきましては、後ほど理事會に諮り、この取扱ひを決定いたしたいと存じますので、御了承願ひます。」「との旨の発言をいたしました。

以上が三月二十日の委員会における質疑の内容であります。次いで二十七日に至り、木下委員より、「十名の学者たちから声明書が出たが、その後日数もたつた。状況の変化もあつたと思ひますが、大臣の心境の変化は少しもありませんか」との質問に對し、「少しもございません。」「との答弁でございました。さらに、木下委員から言葉を続け、「では、私進んでお尋ねいたしますが、十名の学者たちがあつた意見を出されたのに対して、大臣はこの前も、また、ただいまも本委員会で御答弁をなさつたように、まことにけつこくな意見だ、この通りと思ひ。事実についてはいささか調査が間違つておることがあるが、意見としてはこの通りだといふことを、はつきり、たびたびおっしゃつておると思ひます。よいことだ、この通りだ、はつきりあれほどおっしゃりながら、なぜ逆な御提案をなされたか。集約して言いますと、よろしい、この通りだとおっしゃりながら、それを守らなくて、公選を任命にするといふ逆なことをお考えになつたか」といふ尋ねたことに對して、清瀬文部大臣より、「この声明は教育委員会

の構成を公選方法にすべしといふ御主張じゃないんです。この中には、各方面に聞くがよろしい、こゝろいふことが最後でございます。私もそれを聞くに努めたのでございます。」「それからまた、教育委員会のことにいたしました。中教審に諮つて一ぺんかけておりますし、また地方制度調査会にもかけておりますし、教育委員会制度協議會にもかけておりますし、また政

府に諮問するに、これは一々違つた答へが出ております。違つた答へをみなとるわけにいきませんから、これらを研究いたしまして、また党内の調査も経てこゝろに至つたのでございます。これは、教科書のうちに、一つの單純なものじゃございせんから、どの委員の方も、おれの言つておることが通つておらぬとお考へてあります。しかしながら、どの委員会の通つておることもみな少しはとつてあります。」「かような答弁でございました。これに関連して、河野委員より、「しかしながら、大臣も御承知のように、その後、関西におきまして、瀧川京都大学総長以下十三氏の、いわゆる矢内原総長声明に對する支持の声明が表明せられて参りました。なおまた、その他のいろいろな学者の間においても、こゝろいふ矢内原総長以下

は見えて参るが、こういった情勢の推移が起つて参つても、なお大臣としては、やはりそれは一部の学者の意見であるというふうに考えられるか」との質疑に対し、清瀬文部大臣より、「関西で学者の御決定は新聞で承知しているだけで、書面も受け取っていない。しかしながら、東京の十大学学長の御意見は、必ずしもこの法案をやめてしまふとか、どこを訂正せよということにならず、民主主義の教育の方針は捨てるなどおっしゃるので、私も捨てません。改正の必要があつたら、適当なところに諮問せよとおっしゃるから、将来も諮問するつもりであります。現在も諮問してこれを作つたので、一向私のやつておることと抵触しておらないのです。ゆえに、これを尊重して、現に新聞の切り抜きまで私は張つて持つておるくらいで、けんけん服を着ておるのでございます」との答弁がございました。また、文部大臣の答弁から察しますと、おれは暗にこの十人の学者の言ふことはよいと思ふが、たまたま党議によつてこうされたのだから、それに服したのだというお話がありました。党議という事で間違つたことをがまんしておやりになるという事では、日本の文部行政の責任者として大へなことだと思ふがいかがですかとの質疑があり、清瀬文部大臣より、「党でおきめになつたことに、私は逆なことではないのであります。」「しかし、この案ができてから後に学者先生が声明をお出しになつた。この声明を文字に拘泥せずに熟読願ひいたしますと、これまたわれわれの案と根底において違ふところは

ございません。」との答弁がありました。(拍手)

最後に、翌二十八日に、高津委員より次のような質疑がなされました。

この法案に対しては目下どうごうたる非難が起つており、その非難の台風は日を追つて吹きつづけるばかりであります。私はこれは文部大臣として十分に御留意いただきたいと存じます。

すなわちその実情を申し上げますが、第一は、東京方面の教育界の最高の権威矢内原東大総長初め現役大学学長八名、元大学総長二名、計十名の反対声明がありました。

第二は、これに続く関西教育界の最高権威、これまた難川幸辰総長を初めとする十三名の反対声明であります。

第三は、大学教育を受けつつある大学生十八万人の一大集団である全学連の右の反対声明に対する支持声明であります。

第四は、全国都道府県教育委員会協議会すなわち全教委と、全国教育委員会委員連絡協議会すなわち全地教委と、これら全国の全部の教育委員がこぞつて反対声明を出しているという事実。しかもこの教育委員の諸氏は総辞職を決議しているという事実。文相御自身に対する不信決議をしてゐるという事実。

第五は、これらの教育委員と日教組との関係は、従来大とサルとの間柄であつたわけでもありませんが、しかし親類同士のいう間柄でもなかつたのであります。ところが一たびこの法案の内容を見るに至り、一切の行きがかりを一擲して、この法

案に關する限り、教育の危機事ここに至つては黙視できないとして共同戦線に立ち、本法案反対の共同声明を発表するという新しい事態まで生れつつあるのであります。

第六は、大臣も委員各位も御存じの教育界の元老、ベスタロッチ研究の権威たる長田新氏を会長とするあの日本教育学会は、この法案を学問的立場から検討中でありましたが、今月十九日本法案に反対する第一次声明を発表し、これを文相あてにはもちろん、私たち文教委員にも提出して参りました。

第七は、学問、思想の自由を守り、教育の統制に反対する声明発行人会から、昨日私たち文教委員に対して反対の声明を持つて参つたのであります。これも二百四十四名の連名になるものであります。非常に権威のあるものと認めます。

第八は、これまた昨日東大の勝田守一教授ら五名の代表が全国六百十七名の有名教授の本案に反対する抗議文を当文教委員長佐藤觀次郎君に提出されました。

第九は、学校の先生方に常々會つて、教育を語り合ひ、教育についてともに種々な協議や行事を行なつてゐるところの、一般国民の水準以上教育の愛好者であり理解者であるPTAが統々としてこの教育委員会骨抜き法案の反対に立ち上らうとしておるのであります。

かくのごとき足並みそろつた反対機運の大きき、高さ、深さと申しましようか、それは全く前古未會有のものであります。教育界はこれより

り大荒れに荒れようとしておるのであります。

おれたちは多数党だ、数で押し切ればいいのだという態度で臨むことは、はなはだ亂暴な文部行政ではなはいで参らうか。このような教育関係者のほとんど全部といつていいほどの人々が反対する場合に、それらの事情を大所高所から冷静に勘案され、とにかく大切な教育のことでありますから、強引な処置は見合せられるのが妥当ではないでありませんか。

このような反対があるのに、この法案を通過させ、実施するのは、はなはだ亂暴な文部行政であるという点、他と違ひ教育のことなのだから、これらの圧倒的な反対は十分に勘案してこの法案は見合せるがよろうという点

この二点について伺いました。これに対し、文部大臣より、「今御列挙の九つの意見について、私がまだ存じないものもございまして、しかしながら、教育に關する立法はきつめて大切なものでありますから、私の手元に來ますれば、よく拝見いたそうと思つております。」「この答弁が、なおいろいろな論議がなされたのであります。詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

(拍手)

次に、第二点といたしましては、教育委員の総辞職問題であります。すなわち、山崎委員より、本法案がもし通過の時は、全国の教育委員が一斉に総辞職も辞さないという気が見えを示しているが、万一口ういふ事態が起つたなら、日本の教育行政が一大混亂を起す

ことは火を見るより明らかである、従つて、こういった事態が起つたときの文部大臣の責任の歸趨を明確にされたい旨の質疑がなされました。これに対し、文部大臣より次の答弁がありました。

「全国の教育委員の方々が教育に熱心のあまりいろいろと御研究になつておることは承知いたしておりますけれども、これらの方が同盟して一斉に辞職なさるなどとは私は考えておりません。教育を愛護する者は、さういふことには走るまいと考えておるのでございます。」「さらに、山崎委員より、「私たちもさうありたいと実は願ひます。その気持は文部大臣もわれわれも同一でございますが、御承知のごとく、神奈川県は、過日の新聞紙上を見ますと、もうすでに総辞職をやるようです。また、聞くところにより、また、地方教育委員会の中にも、長野県でありますか、出ておる。なおかつその傾向が全国的に広がらんとしておるこの趨勢といふものは、あなたの方の情報網にも私ははつきりとして入つておると思ふのであります。」「私がお尋ねしておきますことは、さういふ事態が起つたときの文部大臣の責任のとり方の御決意を聞いておるのであります。」「そこで、清瀬文部大臣より、さういふことが起らないことを望むというよりも、起らないとかたくな信じておる旨の答弁がありました。さらに、いろいろ論議があつた後、山崎委員より、「現に教育委員会の全国協議会では総辞職をする決意を表明しているんですから、今後起つてくるかもしれないという状態は、今あなたが事務的にその補充ができるとかいふような、さういふ非常識な答弁をされるものじゃ私はないと思

うんだ。重ねてお聞きいたします。」と質問されましたのに対し、清瀬文部大臣より「そのようなゼネストに類するようなことは、教育委員会に限って断じてないと思います。」との答弁がなされました。なお、論議がいろいろございましたが、詳細は速記録に譲りたいと存じます。

次に、第三点として論議されました問題は、文部省の広報活動についてであります。これについては、高津委員、辻原委員、野原委員より、それぞれきわめて熱心な質疑がなされ、清瀬文部大臣、浅井人事院総裁、林内閣法制局長官より答弁がございましたが、詳細は速記録に譲り、質疑のおもな点だけを申し上げます。

まず、四月三日、高津委員より、文部広報三月二十三日号記載の重要教育二法案の問題点の解明文に關し、まだ議會で論争の最中に、これが質問もまだ続行しているのに、こいうような文書を税金の中から大量に印刷をして振りまくということは、何らかの法律に違反しないか、また辻原委員より、法案が国会で論議中、しかもそれぞれ見解を異にし、国会の審議を通じてなければ法律の解釈が明確にならない、それにもかかわらず、こいうものを事前に取り上げ、一方的解釈を与え、文部省の責任において宣伝していくことは、政府の一機関としての文部省として越権行為であり、文部省の広報活動の範囲を越えるものではないか、また野原委員より、行政庁が、立法院において今日政治上の大きな論争課題となつてゐるものを一方的な立場で主張を流すことは、立法院の意思をじゅうりんするものではないか、また、この

広報は政治的意図をもって発行されたものでないか等の質疑がございました。これらに対し、清瀬文部大臣より、この広報の発行は文部省設置法第五十条第十号の「所掌事務の周知宣伝を行うこと。」に根拠を置き、文部省組織令三十五条により広報課が置かれ、その事務になつてゐる、もちろん責任は私が負います、政府並びに文部省で出した法律案の内容を世間によく知らしめるための報道は当然のことであつて、しなかつたわれわれの怠慢である、広報活動の範囲を一步も出ていないと思つてゐる旨の答弁がなされました。次いで、辻原委員より浅井人事院総裁に対し、文部省職員が行つた文部広報百四十一号裏面の文章表現、編集方法は、少くとも法律案がまだ法律とならない段階のものであつて、しかも全国教育関係者に及ぼす影響は大きいから、国家公務員法第二百二条の政治的行為の制限規定及び人事院規則に照らし、どのように解釈をするかという意味の質問を行つたのに対し、浅井人事院総裁より、この広報活動に關係している一般職の職員は上司の命を受けてやつておること、人事院規則第七項により違法性は阻却されておると考へてゐる、ただ、こいうことが望ましいかどうかということは、人事院から申し上げるべき問題ではないと思ひます、との答弁がございました。この点を要約して、辻原委員より、總裁の御見解としては、これは一国家公務員の責任の範囲内で出したのではない、いわゆる文部省全体としてこの行為をやつたのであつて、国家公務員法の個人に対する処罰規定の範囲外であるという見解かとただしたのに対し、その

通りでございますが、これは職員の本来的職務を執行するために行つた行為であると考えております、と答弁がなされました。また、同じく辻原委員より、林法制局長官に対し、文部大臣の責任において、かかる行為が許されるかと質問したのに対し、政策的に論ずることは別問題であるが、法律的にはその範囲を逸脱するものではなからうとの答弁がございました。さらに、引き続き、三月二十七日から四月六日まで六回の総括質問を行ひ、続いて二回の公聴会、四月十日から三回の逐条審議を行ひ、ようやく第七条までの審議を終つた状況であります。これらの詳細については、すべて速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

三月十九日及び二十日の委員会に次いで、二十七日の委員会におきましては、平田委員から熱烈な質疑がございましたが、その内容について申し上げます、まず平田委員は、第一に、現行教育委員会法が教育行政制度として果してきた業績及び欠陥について、第二は、公選制と任命制について、第三は、教育長の選任方法が都道府県と市町村で異なる理由、第四には、文部大臣の権限強化について、清瀬文部大臣及び緒方政府委員に質疑を行いました。これに対し、第一の現行教育委員会法が教育行政制度として果してきた業績及び欠陥については、緒方政府委員から、教育委員会が教育行政制度として果してきた従来の業績について、六・三制の確立に非常な努力がされ、特に施設の面等の整備が行われたことなどたくさんあるが、教育委員会

制度が直接教育内容の面に効果をあげたかといふことについては、これがそれうだと直ちに申し上げかねると答弁がありました。続いて、清瀬文部大臣から、この法案作成に際しては、現在の教育委員会の長所、短所をよく研究の上で當つたのであると、文部省内で調査研究した資料に基いて説明がありました。第二に、公選制と任命制については、清瀬文部大臣は、第一、選挙によりますと、すべての選挙に伴う弊害がこの場合も考えられ、あるいは特殊な無理な請託とか、あるいは委員の行動にひもが付きやすい、あるいは選挙のわずらわしさから、選挙をきらつて適当な人物が出ない、あるいは選挙であるから政治的所屬の制限ができないので、全員または過半数が一党にかたまつて中立性を危うくするおそれがあること、あるいは、選挙によると、同時にみな退職するので、連続性、すなわち安定性を欠くこと、理事者と教育委員との政治的立場から摩擦が激しくなること、委員会は合議制だから長所はあるが、同時にまた、委員の一人一人の責任感が薄くなること、あるいは合議制なため処理が迅速を欠くこと等、両方の長所、短所を拾ひ上げ、これをよく検討した上でこの法案が生まれたのであるとの説明がありました。平田委員は、これに対し、今の説明は矛盾しているように思ひますが、委員の発言は、民意が反映した、これは選挙をすることによって住民がみな市町村の教育行政に参画してゐるという、この意思がここに反映されたのであると私は思ひますが、今度の法案によれば、任命制にしたので、この民意の反映ということが行われなくなるのではないかと

との質問がありました。これに対し、清瀬文部大臣は、選挙は民意を反映するので、これが長所であるが、その反面に、小さい団体の民主主義では長短交錯してゐることが事実であり、やはり、この場合は、選挙制より任命制の方が、前述したような中立性確保の上から最もよい方法であり、また、公選によつて選ばれた首長が議会の承認によつて任命するのであるから、民主的でもあり、最適な人物を得ることができるとの説明がありました。

平田委員は、さらに、文部大臣は常に党議を重んずると言つてゐるが、大臣が無所属でない限り、やはり自由民主主義の政策が教育の上に織り込まれる、あるいは、市町村長の政党の政策がそのままに織り込まれるといふことがないかとの質問が行われ、文部大臣は、これに対し、それは非常に説明しにくいことで、たとえを申すことはよくないかもしれませんが、船を作る造船所と、できた船を運航する船長のようなもので、教育法をいかにするかというところは、日本では国会という造船所でやるよりほかはない、法律を作る以上は、やはり政党内閣が提案して、反対派の人にも集まつてもらつて、十分に検討して教育法を作る、これができ上つたら、これを運行する委員会でも、先生方でも、公平中立に、一方に偏しないよう教育委員会の行政をやつていただき、教員の方も中立の教育をやつていただくのであります、との答弁がありました。

次に、第三の、教育長の選任方法が都道府県と市町村で異なる理由について、さらに平田委員の質問に対し、清瀬文部大臣は、これは一口にいへば簡

案化のためであります、小さい町村では簡素にする方がよろうと考えたためであるとの説明がありました。これに対し、平田委員は、小さい町村はど

りして簡素にしなければならないかと質問すれば、清瀬文部大臣は、小さい村では何事も簡単にする方がよいと思

り、人口も少く、学校の数も二つか三つくらいだから、あまり大きな組織は必要ないと思われとの答弁があり、さらに、平田委員は、大臣の考えるよ

う趣旨で立てております、という説明でありました。

次いで、木下委員から、第一に、児童生徒の自殺事件が多くなる傾向にあると思ふが、その原因及び原因について調査、第二に、学区制の廃止、第三に、文部省における体育局の新設、第四に、矢内原学長外十氏の声

明に対する現在の心境、第五に、民主主義の根柢をゆるがすような公選制から任命制に切りかえる逆な趣旨の法案を提出された理由及び、任命制と政治的中立等について、文部大臣に質疑を行いました。これに対し、文部大臣

どうかとの質問がありました。これに対し、清瀬文部大臣は、学区制は当

分現行通りに維持して、よく考えてある、第二、これが絶対的に永久方法とは考えられないが、現在では遺憾ながら学校差というものが、学区制を廃止すればその集中ということになる

ので、この法案でも学区制は認めてい

の意見を聞くことというのであります、それで私もよく聞くことに努めたこと、特に教科書法案のごときは九分

通り中教審の諮問の答の通りやうたのであつて、それを諮問されぬとい

ことは少し違つてゐる、四、教育委員制度についても中教審に一べんか

次に、第二点として申し上げますことは、鳩山総理に対する出席要求に

ついては、去る三月二十日の委員会に

おいて、辻原委員より、矢内原東大

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案についての文教委員長の中間報告

五四二

て、本院における地方行政委員会におかれては、本案に対し特に深い関心を寄せられ、去る十日に至り、文教委員会との連合審査会の開会要求に関する件を協議決定されたのであります。その後、大矢地方行政委員長より、たびたび、連合審査の開会について、私のもとへ御熱心なる要請が参つてゐるのではありません。しかるに、理事会においてはその方法は議せられず、今日そのままになつてゐるのは、まことに遺憾でございます。(拍手)

以上申し述べました三点は、要するに、本案審議の万全を期する上に欠くことのできない重要なことでありまして、今後あらゆる困難を克服してでもこれらの審議を尽し、教育に関する国家百年の計に照らして悔いのないよう、かつまた、国民の負託にこたえないと念願するものであります。(拍手)

私は、委員長といたしまして、今日まで順調に審議を重ね、一年二月の間の、よく文教委員会を一度のもめ事もなくして済まして参つたのであります。私は、この関係を考えまして、何がゆゑに、今ごろになつて、わずかの日の差をもちまして、かような中間報告を求めまして、強引にこの法案を決定されるか、自民党の態度がわからないのでございます。(拍手)どうか、教育の問題ははなはだ重要な問題でございまして、今後十分審議を尽くし得るよう、賢明な議員各位の御賛同を得たいと存する次第であります。

○議長(金谷秀次君) 佐藤君、申し合せの時間が過ぎました……。(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)

○佐藤次郎君(続) 最後に、山本委員から、かかる問題について、二大政党が各市町村において積極的に議員獲得の活動を行つた場合、村の全員が入党するか、または、議員でない人がごく少数のときは委員を得るのに困難を生じ、本案における任命制の趣旨に反しないかとの質問に対し、清瀬文部大臣から、もし、市町村民が、極端な場合を仮定して、大多数二大政党のいずれかの議員となり、この法律で許されてゐる一党三人以上の任命を見なければ適任者がないというような場合があつたとすれば、この法案では、その土地の住民でなくとも、首長の被選挙権さえあればよいのであるから、その場合は、その市町村の住民以外の人を選任して差しつかえないのであるとの答弁がありました。

三月二十九日の委員会におきまして、高津委員より、教育委員会関係法案と教科書法案の二つは急角度の転換であり、教育界にしこりを残すものではないかと、文部大臣に質問がありました。清瀬文部大臣は、世界の新しい動向を正視せず、それとは正反對の思想体系をもつて逆行しようとしてゐること、アメリカ一辺倒の教育、アメリカが喜ぶような教育の中央集権化を実施しようとして、アメリカ色を払拭すると言ひながら、実はアメリカの世界政策の一翼となつてゐると思はれること、この法案のねらうこのような急角の方向転換は、必ずや教育界に未長くしこりを残し、教育界の九割八分のものはこれを承せず、文部省と冷戦的なならみ合ひの状態を長い間続けると思うが、大臣はいかに思ふか、との質問がありました。これに対して、清

瀬文部大臣は、教育は非常に幅の広い大きなものでありまして、世界の外交、思想の情勢がいかにあろうとも、健全なる教育という点においては同様であり、政局の変動によつて変化を生ずるといったような幅の狭いものではないのであり、従つて、心配されるような、教育界にしこりを残すようなことは考えられないと答へ、さらには高津委員は、この法案は教育に対する荒療治で、急激な方向転換命令だと考えられ、中央集権的教育行政機構の確立がこの法案のねらいだと思ふこと、特に、第五十二条の措置要求権は、第十六条の教育長の任命の規定と併せて、実質的には指揮命令権となり、教育の地方分権も、教育の民主化も、教育の自由もなくなり、教育界は大混乱となり、教育の大損失となると思はれるが、それに対し、教育界はよくよくなるという大臣の積極的理由を示されたという質問があり、これに対し、文部大臣は、この法案は重大なものであるから……。

○議長(金谷秀次君) 佐藤君、簡単に御報告願ひます。

○佐藤次郎君(続) 一部には反対もあり、また他方には、賛成で、通過を熱望している人もあるものでありますから、皆様の審議の結果、適当なところら、落ちつくものと思はれる、従つて、質問にあつたような教育界の混乱を来たすようなことは考えられない、本法案が、民主主義的方法で議事を進め、政治の最高機関たる国会がこれを通過して下されば、次の時代の国民を育成するために、この機構を使つてくれるものと確信するとの答弁がありました。

なほ、多くの質疑がありますが、両法案についての中間報告のほんの一部を報告いたしまして、私は、委員会において、皆様の御賛同を得まして、さらに多くの審議を続けられんことをお願いいたしまして、降壇いたします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) ただいまの中間報告に対し、質疑の通告があります。これを許します。八木昇君。

〔八木昇君登壇〕

○八木昇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま報告のありました佐藤文教委員長の中間報告に対して、ただいまより若干の質疑をなそうとするのであります。(拍手)

実は、ただいまから質疑を申し上げます前に、一言だけ申し上げておきたいのであります。というのは、今回、八年前にたつた一回だけ先例がないという異例の中間報告を求めたおりながら、みづから委員長長の報告時間を一時間に制限するといふことが、あえてやるような次第と相なつたのであります。心ならずも本会議壇上に立たされた佐藤委員長に対し、私は、非常な憤りと同情の念を禁じ得ないのであります。そこで、私はこの際申し上げたいのであります。私が、よもや私の質問に対する答弁には時間の制限はなされないはずでございまいしょうから、(拍手)すでに報告されたものと重複するような点もあるいは質問するかも知れませんが、それども、報告で十分に述べ足りなかつたと思はれます点は、この際、ゆつくり、十分御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

元来、今問題となつております地方教育行政の組織及び運営に関する法律案なるものは、最近政府並びに与党が強引に推し進めております一連の反動立法の中でも特に反民主主義的であるばかりではなくて、きわめて党利党略的なものであります。まことに重大な法案でございまして、従いまして、これが審議に當つては、国権の最高機関としての国会が十分に慎重審議を尽し、わが国の教育の将来について誤まりのない正しい道を見出すべく努力することは、まさしく当然しくございまして、(拍手)

この法案は、戦後確立されました民主主義教育の根本に反し、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行はれるべきものである」という教育基本法の理念を根柢よりくつがへすものであります。すなわち、教育委員の公選制を廃止し、教育委員会から教育予算の原案送付権を剝奪し、教育長の任命を、時の政党内閣の文部大臣の承認を要するものとするのであります。全く言語道断のものであります。(拍手)従いまして、先ほど申しましたごとく、この法案について、相当の長期にわたり、深刻な論議が繰り返されるのは、全く当然のことでありまして、そうしてこそ初めてこの国会は国民に対して忠実であるといふことができるのであります。

しかるに、今回、自民党は、どうしたことが、本法案がまだ文教委員会において審議中、しかも、重要な質疑がこれが大に行われようとするやさきにもかかわらず、突如として、文教委員長に対し、この中間報告を求む

る動議を提出し、一昨々日、多数を利して強引にこれを可決したばかりではなく、しかも、自後において何事かを策せんとしておるかのごとくでありまして、全く不可解千万といわなければなりません。(拍手)

私は、一昨々日の動議の提案理由説明等については、何一つとして納得の得るものではなく、その後今日までの推移から判断しますと、この動議提出の真の意図は、これによって佐藤文教委員長がいかに少数勢力をふるったがごとく国民に思込ませ、また他面において、国会はこの中間報告をやることによつて、いかにも慎重審議をしたかのごとき体裁だけを整えて、法案の本案議決を一挙に強行せんとするものであると考えるのであります。(拍手) 万が一このようなことが行われる

といふことは、これは文教委員会で審議が尽されれば済むは、政府並びに自民党の反動性がいよいよ国民の前に明らかにされ、全国民の反響が高まるばかりではなく、失言大臣の清瀬文相が、またぞろ、いかなるへまをやるかわからないといふことをおそれて、一挙に法案を押し通さんとの悪らつきをみる手段であるといふのはありません。(拍手)

さて、そこで、私は、自民党の諸君の言うごとく、佐藤文教委員長は果して少数勢力をふるったか、また、文教委員会は問題の法案の慎重審議を十分に十分しているかという点について、委員長の先ほどの報告にすでに述べられた点も相当あるかと思ひますが、主要な点については、この際さらに明確にいたしておきたいと思ひます

ので、これから若干御質問をするのであります。

質問の第一の点は、今回の法案の重要な重要法案は、当然、まずもって教育委員会当業者はもちろんのこと、中央教育審議会あるいは臨時教育制度審議会等の専門機関にこれをかけて、相当の歳月を費し、慎重に検討すべきであつたことは、たびたびいわれたことであつたことは、たゞたゞいれたこととなされず、突如として提案されたのがこの法案でありまして以上は、文教委員会の審議は相当の長期間を要するものと考へますが、この際、委員長の見解をさらに明確にお承りいたしますとともに、最小限、では何日間くらの審議をすれば一応の審議が終るとお考えになつておられるかを承りたいのであります。(拍手)

また、教育行政の根本的な変革をもたらしという重要法案であります以上は、鳩山総理の出席を求め、総括質問が当然行われるべきであり、今日までこの要求を当然せられたものと思ひますが、このことが、この文教委員会の審議が始まつて一カ月もたつた今日、いまだに実現をせられておらないといふのは、一体いかなる経過を経てこゝになつておられるか、この際つまびらかにせられたいのであります。(拍手)

次に、本教育関係の法案に対する総合的な質問は、これは与野党それぞれにおきまして、今日までいかにほど進んでおるか、幾人これを行なつたか、なお、総括質問をいまだ行なつておらずして、今後その希望を持つておられる方が幾人あるか、その辺を、具体的に、明確にしてほしいのである。

今次の法案は、先ほどもありました通りに、本則六章六十一カ条にわたつており、附則は二十五カ条にわたる膨大なものであります。この逐条審議は、先ほどのお話にすぎず、わづか本則の第七条までしかいっておらないといふことである。では、一体、この逐条審議については、各委員の怠慢によつてこゝになつたのであるか、それとも、十分に審議を尽してこられたのであるか、なお日数が足りないといふような事情であるか、これらの点について、なお具体的ににお答えをいただきたいのであります。

さらに、本日までの間に文教委員会は正味として何日間の法案審議が行われたのであるか、これらの諸点についてお答えをいただきたいのであります。(拍手)

質問の第二の点は、一昨々日の動議の提案説明者によりますと、佐藤文教委員長は議事引き延ばしをはかり、委員会の審議を滞らせしめたかのごとく言うておるのであります。委員会における佐藤委員長の議事運営のやり方について具体的に御説明を願ひたい。

四月十二日の、赤城理事が議事進行の動議を出そうとしたところの前後のいきさつにつきましましては、先ほどの御報告で明らかであります。赤城理事の言われることがまことに事実と相違をしておることは、よくわかつたのであります。(拍手) さて、このことのはかに、何か少数勢力をやつたやうな事実があるのかどうか、そういう覚えがあるか、明快にしてもらひたい。

四月十三日以降十六日までの間の一、これまた、あの動議の提案説明の中にありましたので、お伺いをいたします。四月十三日以降、委員長は、おそらく理事会はちゃんと開いておられたと思ふのであります。果してそうであるか。開いたとするならば、議事日程についての各理事間の意見の対立点は、具体的にどういふ事柄であつたかを、この際明確にしてほしいのであります。右の諸点について明らかにせられたいと考へます。

質問の第三の点は、今次の法案は、地方行政の一部をなすものでもあり、小、中学校、市町村に関するものがその八割を占めておるのであります。から、当然地方行政委員会より連合審査の申し入れがあつたはずであります。これまた先ほど御報告になつておりましたが、この連合審査がいまだ一回も行われておらないといふ経過について、どういふところからこゝういふことに相なつたのであるか、真相を明らかにせられたいのであります。(拍手)

質問の第四の点は、この法案提案の責任者であります清瀬文相の委員会の臨んでの態度についてお伺いをいたします。なぜ私がこのことをお伺いするかと申しますと、私が申すまでもなく、皆さんよくおわかりのことだと思ひますが、さきに清瀬文相の不信任決議案がわが党より提出をせられたように、ただいまの教育のさらに根本をなすところの憲法について、これを蔑視するかのやうな意見を執拗に持ち続けておられる清瀬文相に、新憲法下の民主主義教育を語る資格は絶対にならなからであります。(拍手) 清瀬さん個人が教育に対するいかなる認識と意欲を持たれましようとも、それは個人的に自由でありましよう。しかしなが

ら、あくまでも新憲法は生きておるのであつて、その憲法のもとにおける現職の文部大臣であります。教育もまた当然その新しい基本のもとにあるのであります。私は率直に申して、清瀬さんが今わが国の文部大臣であることは日本国民の大なる不幸であると思つておるのであります。(拍手)

過日、内閣委員会において、何なら本会議でやりますよう、こゝういふ多数与党の数の力にものをいわせて威嚇的な態度をとり、物議をかもした清瀬文相が、文教委員会においていかなる態度をとり続けてきたかは、おおよそ私には想像ができるのであります。が、その具体的な状況を、この際全国民の前に明らかにせられたいと考へるのであります。(拍手)

最後に、私は佐藤文教委員長に対して、この教育委員会法案の審議を今後いかうに進め、国民より負託せられた国会の責務を全うせられんとするおつもりであるか、その方針をお伺いするものでござります。

また、さらに、今回の法案は、教育行政における民主主義の放棄を全国民に迫るものでありまして、われわれ国民は、十年前の国民的な誤りを深く反省をしまして、今次法案反対の国民の切実な要望が全国的に高まつておりますとき、この切願が多数の力のみによつて遮断をせられ、国会に對しては何を望んでもむだであるといふ考えを国民に与えらるゝ事態に立ち至りますならば、まことに重大なる事態であると思ひます。(拍手) 何とぞ、佐藤文教委員長におかれましては、与野党いづれにも一方的には

くみしない、あくまで民主的、公平な国会審議のため、運営に、一身の毀譽褒貶を顧みず、最後まで努力せられることを望みました。私の質疑を終る次第であります。(拍手)

〔佐藤次郎君登壇〕

○佐藤次郎君 ただいま八木委員から質問がございましたので、私は正直な点をのべて申し上げまして、御了承を得たいと思っております。

実は、文教委員の方は御存じだと思いますが、委員で来ない人は——まあニコヨンに来るような人は別でございますけれども、大体来られておられる方は、絶対に私は公平を旨としております。ただ、私の尊敬しておる赤城理事から、十七日の提案説明の中に、少数暴力というお話がございましたが、これは多数暴力ということはありますけれども、少数の暴力ということはありません。(発言する者多し、拍手)これは、今までやっておられます小選挙区などの問題につきましても、いかに自民党が数の暴力をやっておるかということ、天下周知の事実でございます。(拍手)私は、文教委員会におきまして、今まで一年二月やらしていただきました。その間において、私は、少くとも委員長として、去る十二日までは絶対に不公平なことはやっていないはずでございます。(拍手)私たちが、いかなる委員会をやりましても、常に理事会を開いて——理事会は、御承知のように、自民党の方が五人でございます。先ほど、熊熊さんは、なぜ逃げたかと言われますが、山中さんと、ごらんのような力の強い方が来られたの

で、私は、どうせまたやられると思つて逃げました。これはあぶないですから逃げました。(笑聲)

私は、今問題になりました十二日の状況をよくお話しします。今まで、大体、私は、党からは定数をやかましく言われておりました。しかし、御承知のように、私は、文教委員会はお互いに超党派的なことが非常に多いので、あまりやかましく申しませんでして。ところが、十二日は、どういふことか知らぬけれども、これは坂田君があとで済まぬと言っておられましたが、実は、全く珍しく、午後の三時ごろから、一度も文教の文の字もつかない、関係のないような方が、たくさん入り込んでおられておられました。(拍手)これは新聞記者諸君にも聞いてもらえばわかりますが、佐藤さん、きょうは打ち切りがあるかもしれない、あるいは暴力をふるわれるかもしれないから、十分に注意せよ、という私の友人からの注意がございました。(拍手)

困ったなあ、と言っておりました。(拍手) そうですね、そのときには、私どもの委員がたった四人と小林君が一名、こちらが五名で、向うの方の委員は大体十九名全部をろつておられました。こういう関係で、私はどうせ多数の横暴でやられるかなと思いましたが、坂田理事は、そういうことはやらぬと言っておりましたけれども、どうも空気がおかしいということで、私はいろいろそのときを勘案いたしました。多数決だからいいといつても、私たちは理事会で打ち合せをしておりまして、これは十二、三日まで打ち合せがしてありまして、そのときの断では、赤城さんと坂田君は、とにかく公聴会の日にはちかきめていただければ、そう急にきめていただかなくてもいいと言われました。私の方は、山崎理事が大体のこまかい打ち合せをやっておったわけでありまして、

そのういふようなことで、その後、これは先ほど小山君からもヤジがありました。実は、私は、ちやうどその日は、これはもう私といたしましては大事でございましたので早く出ました。ところが、あとで赤城さんと小山君が来まして、私に会いたいという話でございまして、私は、ちやうどそのときは、ほかに用がありましてので、いましてしたが、横路君と前田委員が話を付けてまして、明日委員会を開くという話でございました。ところが、その委員会の日は、教科書をやる委員会の予定でございました。ところが、先ほど(発言する者あり)君ら、わからぬのだ。委員じゃないから、わかるわけがないじゃないか。何を言っているのだ。君は知っていない。君は文教委員じゃないじゃないか。質問があつたら質問しろ。——そういうわけで、私は努力をいたしておりました。そういう点で話をしようと思いましたが、これは初めからの約束が違つたといふことで話がつかないもので、私はその翌日理事会を開きました。これは十三日でございます。十三日に理事会を開きました。御承知のように、いろいろ話をいたしました。向うの方の立場と私の立場は、あとでいろいろ申し上げますが、たつた二日の相違でございます。初めは絶対受け付けないと言いましたけれども、自民党の理事の方から、早く委員会を開け、早く委員会を開けというお話でございます。これは、早く委員会を開けと言われても、あとで動議の打ち切りをやるか、委員長の不信任をやるか、僕だって、ばかじゃないからわかつております。(拍手)

そこで、そういうふうなことになる、やっぱり両方とも話し合ひでなければやれない。少数委員長で、たつた十名よりおらぬのに、向うは十九名おるのだから、自民党がむちやをやれば何でもできるんですよ。それで、少くとも私たちは、両方とも話し合つてやるといふこの話でございました。ところが、向うは話し合ひに応じない。ただ、委員会を開け、委員会を開けといふことでございまして、あなた方は一体いつまでに法案を上げればいいのかとお尋ねいたしました。そうしたら、初めにはかけ引きがありましたけれども、最後には坂田君から十九日まで上げてもらえんという話があった。ところが、私たちが審議を考へると、どうしても——これはあとで申し上げますが、審議の期間は七日くらいもらわなければ審議ができません。なぜでないかという、御承知のように、逐条審議をやるだけでも、まだ七条まで——三十三条までは済みました点があります。三十三条、五十二条という重要な——これは清瀬文部大臣という重要な、こういうような人がやつてしまわれたのは……こんな法案でうまいことをやるような文部大臣に、やらせてはならない五十二条がある。(拍手)これは、もう失礼なことでございますけれども、昔から氣違ひに刃物を持たせるなというふうな話がある。(拍手)こういうふうなことをやらしてはいけません。要なところは、これまで一ぺんもやっております。(恥かしくないか?)と(呼ぶ者あり)何が恥かしいか。君たちの方が恥かしいじゃないか。(拍手)私は少くともそういう点で了解を得ましたが、私たちの腹は、この二十日に大體法案を上げるというふうに社会党はきめておりました。あなたの方は十九日だ。たつた一日でこんな無理なことをしないでよいでしょう。たつた一日ですよ。私は坂田君に話しました。(拍手)急がば回れだ、ところが、あなたの方では、理事の間に二人の意見が違つておる。加藤君のような強硬論もあつて、どうにも話がまとまらない。何か話がちやちやしてゐる。(拍手)そこで、私は、こういう点から、こういうふうなおとなしい文教委員会というところを、もしも田中さんや坂田さんなどはりっぱな人でありましから、けつこうであると言っておられま

したが、加藤精三君が、あとでしまつたことをしたと怒つていたと聞きまし
た。(発言する者あり)これは、よその者、この委員でない人は何にも知らない。(拍手)君らは知らないのです。私は少くとも文教委員会の委員長として、佐藤観太郎が不公平なことをやつたというなら腹を切つて死にます。冗談言つちや困る。(拍手)私は絶えずそういう心持を持っておりました。

そこで、一体、この重要な法案について、どれくらい今まで審議があつたかといふと、十四日に大臣の説明があつた。それから全部で十四回やつておりますが、そのうちで、今の提案理由の二日、公聴会が二日、たつた十日しか審議をやつていない。その三十時間のうちで……これは三十時間やりました。そのうち、清瀬さんはおしゃべりですから、四割、八時間くらい答弁しておる。(拍手)前の松村文部大臣は、非常にそつちう点靜かでございます。慎重でございますが、これは清瀬さんには悪いけれども、委員会では、大体六回くらい自分の発言を取り消しておられる。内閣委員会では問題になつておるが、文教委員会はとなしから、問題にしておりません。(拍手)

私は、どうしても審議をやつてもらいたいというのは、一体幾日要るかといふと、大体、逐条審議に三日間、鳩山首相その他一般質問が二日間、地方行政との連合審査が二日間、七日間はしつたのであります。しかし、自民党のいろいろな注文がありまして、三日でやれということでありましたから、五日まで譲歩いたしました。ところが

が、最後に、私は、あなた方が中間報告の請求を出すときには、これは午前十一時でございましてけれども、坂田君と、それから赤城さんに、もう一日のことであるから——あなた方は三日だ。四日に歩み寄りなさい。四日で委員長がやると言つたら、もう動議を出したから仕方がないと言つて、がつかりされてお歸りになつた。(拍手)こういうような努力を認めてもらわなければ、少数の委員長は勤められません。

私は、そういう点で、今まで熱心によつてきたのであります。今までわれわれのやつてきたことについて、いろいろな御意見がござりますが、人間でございまして、全然欠点がないわけではございませんけれども、去る十二日まで……今まで一年二月やつてきたのです。それだからこそ、今までの自民党の諸君も、私の立場を認めて、何とかいい方法を考えよう——私は理事會を五日間やりまして、ところが、あなたの方は委員会を開け、開けと、いろいろ言つてこられましたけれども、いろいろ言つてこられたけれども、遺憾ながら、少数野党の委員長では、どんな無理をされるかわからなから、あふなくて開かれませんか。どんなことをやるかわからなから、こういうような考えで、私はなるべく円満にいくように努力して参りましたけれども、これは坂田さんや田中さんのお考えではない、大きな圧力が上からきて、そういう無理やりによれという命令が出たのであります。

こういう点で、いろいろ申し上げることがたくさんありますが、少くともこの法案は地方行政との関係が深い。また、中村さんがここにおられますが、中村さんも、法案が上るときは総

理大臣は必ず一ぺん出すからというお話でございまして。けれども、今まで一ぺんも出したことがない。まことに残念であります。中村さんや水田さんたちは、文教委員会の理事會の空気を御存じない。強気の人の意見ばかり聞いておるからこんな間違いが起る。(拍手)われわれは委員会でもまじめによつておる。あなたの方の理事會も熱心によつておるけれども、真意をつかまなから、こんなむづかしい中間報告をやらせられる。こんなばかげたことは、かつてない。少くとも私どもは、そういう点で与党の人も十分に反省して、こういうことをやらぬようにしていただきたいということをお願いいたしますわけでございます。(拍手)

なお、いろいろ答弁をしたいこともございしますが、ちよつと文部大臣が見えますから、ただ一つ申し上げます。文部大臣は學者でございまして、非常にりつぱな人でございまして、けれども、どうもしやべることが軽率でございまして、ときどき、言わなくてもいいことを言つておられる。普通の大臣は多少ほらを吹いてもいいけれども、文部大臣は小学校の生徒にまで影響します。前の松村文部大臣は、同じ党ですが、一ぺんも失言なんかしたことはない。よく考へてものを言つておられます。同じ党でも、どうしてこんなに違つておるか、月とスッポンくらい違つておる。文教行政に立つ人には、どうか——清瀬さんは法律に明るい人格者ですが、文相は、どうか、まじめな人で、なるべくあまり失言をしない人をお願いしたいということを、一言だけお願いをします。(拍手)

文部大臣は必ず一ぺん出すからというお話でございまして。けれども、今まで一ぺんも出したことがない。まことに残念であります。中村さんや水田さんたちは、文教委員会の理事會の空気を御存じない。強気の人の意見ばかり聞いておるからこんな間違いが起る。(拍手)われわれは委員会でもまじめによつておる。あなたの方の理事會も熱心によつておるけれども、真意をつかまなから、こんなむづかしい中間報告をやらせられる。こんなばかげたことは、かつてない。少くとも私どもは、そういう点で与党の人も十分に反省して、こういうことをやらぬようにしていただきたいということをお願いいたしますわけでございます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

○議長(金谷秀次君) 福永健司君外四名から、文教委員長から中間報告があつた地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は議事日程に追加し直ちに一括議題となし審議すべしとの動議(福永健司君外四名提出)

投票総数 三百四十
可とする者(白票) 二百八

○議長(金谷秀次君) 右の結果、福永健司君外四名提出の動議は可決いたしました。(拍手)

福永健司君外四名提出の動議を可とする議員の氏名

阿左美廣治君	相川 勝六君
逢澤 寛君	愛知 揆一君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君
秋田 大助君	荒船清十郎君
有田 喜一君	有馬 英治君
安藤 覺君	五十嵐吉藏君
井出一太郎君	伊東 隆治君
伊藤 郷一君	池田 清志君
池田 勇人君	池田正之輔君
石井光次郎君	石坂 繁君
石田 博英君	石橋 湛山君
稲葉 修君	今松 治郎君
宇都宮徳馬君	植木庚子郎君
植原悦二郎君	植村 武一君
内田 常雄君	内海 安吉君
江崎 真澄君	遠藤 三郎君
小笠 公昭君	小笠原三九郎君
小笠原八十美君	小川 半次君
小澤佐重喜君	大石 武一君
大久保留次郎君	大倉 三郎君
大島 秀一君	大高 康君
大坪 保雄君	大野 市郎君
大橋 武夫君	大橋 忠一君
大平 正芳君	大森 忠一君
太田 正孝君	岡崎 英城君
荻野 豊平君	加藤 精三君
加藤 鐵五郎君	加藤 精三君
龜山 孝一君	鹿野 彦吉君
	唐澤 俊樹君

(發言する者多し)

地方教育行政の組織及び運営に
関する法律

第一章 総則(第一条)

2438

員及び會議（第二條……）

第二節 教育長及び事務局（第

第三章 教育委員会及び地方公共

二十三条—第二十九条

第一節 通則（第三十條—第三

第二節 市町村立学校の教職員

七条

相互間の関係等（第四十）

第六章 雜則（第五十六條—第六

附則

(この法律の趣旨)

設置、学校その他の教育機関の職

における教育行政の組織及び運営

$$r_0$$

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

(設置)

第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ）町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、五人の委員をもつて組織する。ただし、町村の教育委員会にあつては、条例で定めることにより、三人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち三人以上（前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第五条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第六条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

(罷免)

第七条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、委員のうち何人も所属してゐなかつた同一の政党に新たに三人以上（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上）の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

3 地方公共団体（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く。）の長は、委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該地方公共団体の議会の同意を得て罷免する。

4 地方公共団体の長は、委員のうち二人（第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、一人）がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 委員は、前四項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(解職請求)

第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に對し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十六条第三項中「自治庁長官」とあるのは、「自治庁長官及び文部大臣」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県教育委員会」と、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは、「教育委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員会若しくは監査委員会又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）第八條第一項の規定による教育委員

会の委員の解職の請求」と読み替へるものとする。

第九條 委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合においては、その職を失う。

(失職)

一 第四條第二項各号の一に該当するに至つた場合

(失職)

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第四十三條第一項後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

(辞職)

第十條 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

(服務)

第十一條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

3 前項の許可は、法律に特別の規定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第十二條 教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならぬ。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができない。

(委員長)

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第十三條 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 教育委員会は、委員長及び在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第五項の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前二項の規定による会議又は議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案

五四八

直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(教育委員会規則の制定等)

第十四条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第十五条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局

(教育長)

第十六条 教育委員会に、教育長を置く。

2 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」といふ。)は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。

3 市町村又は第二条の市町村の組合におかれる教育委員会(以下「市町村委員会」といふ。)は、第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから、都道府県委員会の承認を得て、教育長を任命する。

4 前項の委員のうちから任命された教育長は、当該委員としての任期中在任するものとする。ただ

し、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条から第二十九条までの規定の適用を妨げない。

5 前項の教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長の職務)

第十七条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、市町村委員会の教育長については、当該市町村委員会の委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

(事務局)

第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第十九条 都道府県委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 市町村委員会の事務局に、前項の規定に準じて所要の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に關する専門的事項の指導に關する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に關し意見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に關する専門的事項について教養と経験がある者でなければならぬ。

指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に關し必要な事項は、政令で定める。

(教育長の事務局の統括等)

第二十条 教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所屬の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第二十一条 第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十二条 教育長及び第十九条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務

権限

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に關する事務及び法律又はこれに基く政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」といふ。)の設置、管理及び廃止に關すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」といふ。)の管理に關すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入學、転學及び退學に關すること。

五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。

六 教科書その他の教材の取扱に關すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に關すること。

八 校長、教員その他の教育關係職員の研修に關すること。

九 校長、教員その他の教育關係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に關すること。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十一 学校給食に關すること。

十二 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に關すること。

十三 体育に關すること。

十四 文化財の保護に關すること。

十五 ニュース活動に關すること。

十六 教育に關する法人に關すること。

十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に關すること。

十八 所掌事務に係る広報に關すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に關すること。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に關すること。
- 二 私立学校に關すること。
- 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 四 教育委員会の所掌に係る事項に關する契約を締結すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に關する収入及び支出を命令すること。

(事務処理の法令準拠)

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに當つては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基かなければならない。

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に關する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務その他その権限に關する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に關する学校その他の教育機関の職員に委任し、又はこれらの職員をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に關する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に關する事務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。

(委任事務の指揮監督)

第二十七条 都道府県委員会又は都道府県委員会の教育長は、それぞれ、前条第三項若しくは第四項又は第五十八條第一項の規定により市町村委員会又は市町村委員会の教育長に委任した事務の管理及び執行に關し、当該市町村委員会又は当該市町村委員会の教育長を指揮監督することができる。

(教育財産の管理)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、議入歳出予算のうち教育に關する事務に係る部分その他特に教育に關する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第四章 教育機関

第一節 通則

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に關する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に關する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に關する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の

学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴ふこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第三十四条 教育委員会の所管に關する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に關する意見の申出)

第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に關する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

の進退に關する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第二節 市町村立学校の教職員

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の任命権は、都道府県委員会に屬する。

2 前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六條第二項の規定にかかわらず、この法律第二十六條の規定によるものとする。

(市町村委員会の内申)

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 市町村委員会は、教育長の助言により、前項の内申を行うものとする。

(校長の所属教職員の進退に關する意見の申出)

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に關する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

(県費負担教職員の任用等)

第四十条 第三十七条の場合において、都道府県委員会は、地方公務員法第二十七條第二項及び第二十

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案

八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとす。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、同条同項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(服務の監督)

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに當つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会

規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従ひ、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に關して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、市町村委員会に対し、一般的指示を行ふことができる。

(職階制)

第四十四条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に關する計画は、都道府県の条例で定める。

(研修)

第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行ふ県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)

第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四

規 定		読み替へられ る字句	読み替へる 字 句
第十條第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行ふものとする。	職 員	職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又はその権限の委任を受けた者の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当該属していた地方公共団体の職員）	職 員
第十六條第三号	当該地方公共団体において	都道府県教育委員会（都道府県教育委員会から権限の委任を受けた者を含む。）により	職 員
第二十九條第三項第一号	この法律若しくは第五十七條に規定する特例を定めた法律	この法律、第五十七條に規定する特例を定めた法律若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第 号）	職 員
第三十四條第二項	任命権者	市町村教育委員会	職 員
第三十七條	地方公共団体	都道府県及び市町村	職 員
第三十八條	任命権者	市町村教育委員会	職 員

2 前項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的改善は、政令で定める。

第五章 文部大臣及び教育委員会相互間の関係等

(文部大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八條 地方自治法第二百四十五條の三第一項又は第四項の規定によるほか、文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会又は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に關する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に關し、指導及び助言を与えること。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱その他の学校運営に關し、指導及び助言を与えること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に關し、指導及び助言を与えること。

四 校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他の研修に關し、指導及び助言を与へ、又はこれらを主催すること。

五 生徒及び児童の就學に關する事務に關し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に關し、指導及び助言を与えること。

七 体育の普及及び振興に關し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に關する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報に關し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に關し、指導及び助言を与えること。

(基準の設定)

第四十九條 都道府県委員会は、法令に違反しない限り、市町村委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

(高等学校の通学区域の指定)

第五十条 都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に於いて就学希望者が就学すべき都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県教育委員会又は市町村教育委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、市町村教育委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県教育委員会は、あらかじめ当該市町村教育委員会の意見をきかなければならない。
(文部大臣及び教育委員会相互間の関係)

第五十一条 文部大臣は都道府県教育委員会又は市町村教育委員会相互の間、都道府県教育委員会は市町村教育委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。
(文部大臣又は都道府県教育委員会の措置要求)

第五十二条 文部大臣は、地方自治法第二百四十六条の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は

教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあるとき、当該地方公共団体の長又は教育委員会に対し、その事務の管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 文部大臣の前項の規定による措置は、市町村長又は市町村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県教育委員会をして行わせる。ただし、文部大臣は、必要があると認める場合においては、自ら当該措置を行うことができる。

3 市町村長又は市町村教育委員会は、前項本文の規定による都道府県教育委員会の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に、文部大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、文部大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由をつけて、その意見を市町村長又は市町村教育委員会及び関係都道府県教育委員会に通知しなければならない。

4 文部大臣は、自ら地方公共団体の長に対して第一項の規定による措置を行おうとする場合においては、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五十三条 文部大臣は、第四十八条第一項、第五十一条及び前条の

規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部大臣は、前項の調査に関し、都道府県教育委員会をして、市町村長又は市町村教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行わせることができる。
(資料及び報告)

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基づいて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県教育委員会は市町村長又は市町村教育委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に關し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。
(教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督)

第五十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替へるものとする。

第六章 雑則

(学校給食用物資の取得のあつせん)

第五十六条 都道府県教育委員会は、都道府県内の学校の学校給食の普及を図るため、当該学校の学校給食用物資の取得に關し、必要なあつせんを行うことができる。

(保健所との関係)

第五十七条 教育委員会は、学校身体検査その他学校における保健に關し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に關する資料の提供その他学校における保健に關し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に關する特例)

第五十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を包括する都道府県の教育委員会は、第三十七条の規定にかかわらず、指定都市の設置する学校(大学を除く)の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に關する事務を当該指定都市の教育委員会に委任する。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び教育公務員特例法第十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

3 指定都市の教育委員会に置かれる教育長については、第十六条第

三項の規定にかかわらず、当該指定都市を都道府県とみなして、同条第二項の規定を適用する。
(都に關する特例)

第五十九条 第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされている事項のうち、都の特別区の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の教育課程及び教材の取扱に係るものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

(組合に關する特例)

第六十条 市町村が第二十三条に規定する事務の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

2 市町村が第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十条の議決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県教育委員会の意見をきかなければならない。

4 第二十三条に規定する事務の一部を共同処理する市町村の組合に置かれる教育委員会の委員は、第六十条の規定にかかわらず、その組

合を組織する市町村の教育委員会の委員と兼ねることができる。

5 前四項の定めるもののほか、第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の処置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定をすることができる。

(政令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、市町村の設置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第二章、第五十八条第三項、第六十條第一項及び第四項並びに附則第二条から第十三条まで及び第二十五條の規定(以下「教育委員会の設置関係規定」といふ。)は、公布の日から施行する。

(旧法の廃止)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号。以下「旧法」といふ。)は、昭和三十一年九月三十日限り、廃止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

(委員の経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」といふ。)中教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧法の

規定による教育委員会(以下「旧委員会」といふ。)の委員(新法第四条第二項に該当する者を除く。以下「旧委員」といふ。)は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧法の規定による選挙による委員(以下「旧公選委員」といふ。))としての任期又は旧法の規定により議会の議員のうちから選挙された者(以下「旧議員委員」といふ。))の議員としての任期が同日まで満了する場合にあつては、それぞれその任期が満了する日までの間、引き続き新法の規定による教育委員会(以下「新委員会」といふ。))の委員(以下「新委員」といふ。))として在任するものとする。この場合において、新委員として在任する者の数が新法第三条に規定する定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて、当該新委員会の委員の定数とし、これらの委員が欠けた場合においては、これに充て、その定数は、同条に規定する定数に至るまで減少するものとする。

2 前項の場合においては、新委員会は、新委員として在任する者のうちから委員長を選挙するものとする。

第四条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧委員が旧議員委員のみである場合においては、当該旧議員委員は、旧法第八条第二項の規定にかかわらず、教育委員会の設置関係規定の施行の日旧議員委員たる職を失うものとする。ただし、附則第七

条の規定により選挙を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、旧公選委員の任期が満了し、又は旧公選委員がすべて欠けたため、旧議員委員のみが在任することとなつた場合においては、旧議員委員は、当該旧公選委員の任期が満了した日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日に新委員たる職を失うものとする。

第五条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する旧委員会の旧公選委員の数が一年以上であつて、旧議員委員と合せても新法第三条に規定する定数に満たないときは、附則第七条の規定により選挙を行う場合を除き、地方公共団体の長が新法第四条の規定によりその満たない数の委員を任命するものとする。教育委員会の設置関係規定の施行の日から昭和三十一年九月三十日までの間において、附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者が欠け、新法第三条に規定する定数に満たないこととなつたときも、また、同様とする。

2 前項の規定により任命された委員は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

第六条 附則第三条の規定により新委員として在任することとなる者のうち旧議員委員である者については、新法第六条の規定にかかわらず、当該旧議員委員が新委員として在任する間は、なお、従前の例による。

(選挙期日が告示されている場合の経過措置)

第七条 旧法の規定による教育委員会の委員の選挙で、教育委員会の設置関係規定の施行の際、すでにその選挙の期日が告示されているものについては、なお、従前の例による。

2 前項の規定による選挙において選挙された委員については、その者を教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する旧公選委員とみなして、附則第三条の規定を適用する。

(最初に任命される委員の任期)

第八条 教育委員会の設置関係規定の施行後最初に任命される新委員(附則第五条の規定によつて任命される委員を除く。)の任期は、新法第五条の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各新委員の任期は、地方公共団体の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第九条 前条の規定により新委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、新法第十三条

第一項の規定にかかわらず、地方公共団体の長が招集する。

(教育長の経過措置)

第十条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長は、新法第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までの間(旧法第四十一条第三項の規定による教育長の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間、引き続き新法の規定による教育長として在任するものとする。

第十一条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に在任する教育長がない場合又は前条の規定により市町村教育委員会の教育長として在任することとなつた者が附則第八条の規定により新委員が任命される日までにその任期が満了し、若しくは欠けるに至つた場合においては、新法第十六条第三項の規定にかかわらず、市町村委員会は、都道府県教育委員会の承認を得て、委員以外の者のうちから教育長を任命することができる。

2 前項の規定により任命された教育長は、昭和三十一年九月三十日までの間(旧公選委員の任期が同日までに満了し、又は旧公選委員のすべてが同日までに欠けるに至つた場合においては、その任期満了の日又は旧公選委員のすべてが欠けるに至つた日までの間)、在任するものとする。

(事務局職員の経過措置)

第十二条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとす。

(就替規定)

第十三条 新法第五十八条第三項中「指定都市」とあるのは、指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第五十五條第二項の市」と読み替へるものとする。

(学校その他の教育機関の経過措置)

第十四条 新法(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当するものうち、その設置について条例に基かなければならないこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して六月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

(学校その他の教育機関の職員の経過措置)

第十五条 新法の施行の際、現に設置されている新法第三十条に規定する学校その他の教育機関に相当

するものの職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

(恩給に關する経過措置)

第十六条 旧法第八十四条の規定により恩給法の準用を受けるものとしていた者の恩給法の準用については、なお、従前の例による。その者が新法の施行後引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の準用についても、また、同様とする。

(休職又は懲戒に關する経過措置)

第十七条 新法の施行の際、現に恩給負担教職員である者が休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又は恩給負担教職員に係る新法の施行前の事案に係る懲戒処分に關しては、なお、従前の例による。この場合において、新法の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者又はその委任を受けた者が新法の定めるところにより懲戒処分を行うものとする。

(不利益処分に關する経過措置)

第十八条 新法の施行前に恩給負担教職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

(臨時待命)

第十九条 恩給負担教職員について地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十二号)附則第三項の規定により条例で定めることができるものとされている臨時待命に關する事項は、都道府県の条例で定める。

(条例又は教育委員会規則の経過措置)

第二十条 新法の施行の際、現に効力を有する条例で旧法の規定に基いて制定されているもの及び現に効力を有する教育委員会規則で旧法その他の法令の規定に基いて制定されているものは、新法の規定に抵触しない限り、それぞれ新法その他の法令の各相当規定に基いて制定された条例及び教育委員会規則とみなす。

(旧委員会の処分等の経過措置)

第二十一条 この附則に特別の定めがあるものを除き、新法の施行の際、旧委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分等現に効力を有するものは、それぞれ新委員会が新法その他の法令の各相当規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該処分が期間がつけられていたときは、当該期間は、当該処分が行われた日から起算するものとする。

(附則に特別の定めがあるものを除き)

第二十二条 この附則に特別の定めがあるものを除き、新法の施行の際、旧法その他の法令の規定に基いて旧委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、新法その他の法令の各

相当規定に基いて新委員会に対してされた行為とみなす。

(教育委員会の事務の引継)

第二十三条 旧法の規定により教育委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により地方公共団体の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、教育委員会から当該地方公共団体の長に引き継がなければならない。

(第二十四条 旧法の規定により市町村委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後三十日以内に、市町村委員会から都道府県委員会に引き継がなければならない。)

(政令への委任)
第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案)

地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案
地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二十条を削り、「第二十一条乃至第七十三条 削除」を「第二十条乃至第七十三条 削除」に改める。

第二百一十一条中「教育委員会の委員」を「教育委員会の委員長」に改める。

第八十条の八第一項中「教科内容」を「学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱」に改める。

第二百八十一条第二項第一号ただし書中「教科内容及その取扱」を「教育課程、教材の取扱」に改める。

附則第六条中「第四百四十一条第二項の下に」及び「地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第 号)第十六條第三項」を加え、「当分の間、」を「昭和三十三年三月三十一日まで」の間に限り、「に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会の承認を得て、助役を教育長に任命するものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第六号を次のように改める。

六 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第 号)による教育委員会の教育長又は同法第十九條に規定する職員

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百十五

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案

「若しくは市町村の教育委員会の委員」及び「又は委員」を削り、同条第二項中「第四号若しくは第六号」を「若しくは第四号」に改める。

第三百三十一條第一項中、「都道府県知事又は都道府県教育委員会の委員」を「又は都道府県知事に改め、同条第三項中、「市町村長又は市町村の教育委員会の委員」を「又は市町村長」に改める。

「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改め、同項第三号及び第四号中「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百四十二条第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「教育委員会の委員の選挙の場合には、公職の候補者一人について三千枚」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号中「教育委員会の委員の選挙の場合には公職の候補者一人について一千枚」を削り、同号を同項第六号とし、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

第百四十四条第一項第一号中「及び都道府県の教育委員会の委員」を削り、同項第四号中、「市長及び市の教育委員会の委員」を「及び市長」に改め、同項第五号中「並びに町村の教育委員会の委員」を削る。

第一百五十條第一項及び第一百五十一條第一項中、「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百五十二条中「並びに都道府県教育委員会の委員の選挙」を削る。

第百五十八条中「教育委員会の委員の候補者についてはその氏名」を削る。

第六十四条の二第一項、第六百六十四条の三第一項、第六百六十七条第一項並びに第六百六十八条第一項及び第二項中、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第六百七十二条の二中、「市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十三條第一項中、「教育委員會の候補者についてはその氏名」を削り、同条第二項中、「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事に」、「市町村長及び市町村教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

第百七十四條第一項中、「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事に」、「長及び教育委員会の委員」を「及び長」に改める。

第百七十五条の二第二項中「教育委員会の委員の候補者についてはその氏名」を削る。

第百七十六条第一項中、「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改める。

第百七十七條第一項中「都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に改め、同条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

第百九十四条第一項第五号及び第百九十五条第一項第五号を削る。

第百九十九条中「並びにその教育委員会の委員」を削る。

第二百二条(見出しを含む。)及び第二百三条(見出しを含む。)中「並びに教育委員会の委員」を削る。
第二百五条第三項第一号中「又は委員」を削る。

第二百六条(見出しを含む。)及び第二百七条(見出しを含む。)中「並びに教育委員会の委員」を削る。

第二百二十条第三項中「教育委員会の委員については当該委員会の委員長に、」を削る。

第二百五十四条中「教育委員会の委員たる当選人が刑に処せられた場合においては、当該委員会の委員長に」を削る。

第二百五十八条の見出し中「及び教育委員会の委員」を削り、同条第二項を削る。

第二百六十条の見出し中「及び補欠委員」を削り、同条第一項中「若しくは地方公共団体の議会の

議員の補欠議員又は教育委員会の委員の補欠委員」を「又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員」に改める。

第二百六十二条第三号及び第四号中「知事及び都道府県教育委員」を「及び知事」に改める。

第二百六十四条の見出し中「並

に教育委員会の委員」を削り、
同条第一項各号列記以外の部分中「中
並びにその教育委員会の委員」を削
り、同条第三項中「並びに都道府県
の教育委員会の委員の選挙に」

第九号、第十号の二及び第十二号に掲げる費用」を削り、同条第四項中「、都道府県知事及び都道府

市の教育委員会の委員」を「及び都道府県知事」に、「市町村長及び市町村の教育委員会の委員」を「及び市町村長」に改める。

の組合に設置した教育委員会の
員の選挙」を削り、同条第二項
「、都道府県の議会の議員及び
並びに都道府県の教育委員会の

員」を、並びに都道府県の議会の
員及び長」に改める。

「」に改める。

条 図書館法（昭和二十五年法
第百十八号）の一部を次のよう
改正する。

第七條を次のように改める。

七條 削除

第八條中「市町村」を「市（特別区

含む。以下同じ。）町村」に改め

項を同条第二項とする。
第二十五条に次の一項を加え

2 都道府県の教育委員会は、私

立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができらる。

第二十九条第二項中「第七条」を「第二十五条第二項」に改める。
(文化財保護法の一部改正)

第九條 文化財保護法（昭和二十五

年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第百四條の三四項を削る。
(産業教育振興法の一部改正)
六十條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部

を次のように改正する。

第十一条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。
(博物館法の一部改正)

法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條 削除
第十八條第二項を削る。
第二十二條第二項を削り、同条

第三項を同条第二項とする。

第二十七条に次の一項を加える。

都道府県の教育委員会は、私

立博物館に對し、その求めに應じて、私立博物館の設置及び運営に關して、専門的、技術的の

指導又は助言を与えることができる。

第二十九条中「第七條及び」を「第九條及び第二十七條第二項に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十二条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項後段を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十九条第三号中「教育長、」を削る。

(公立学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十三条 公立学校施設費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)

第十四条 危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(町村合併促進法の一部改正)

第十五条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二 削除

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「当該地方公共団体が、」を「当該地方公共団体が、」に改め、「地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所轄するその執行機関」を削る。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の一部改正)

第十七条 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和二十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正)

第十八条 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第五条中「前条第一項」を「前条」に改める。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部改正)

第十九条 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭和三十年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「当該地方公共団体の教育委員会」を「当該地方公共団体の長」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一一条及び附則第六條の改正規定、第二條、第四條中教育公務員特例法第十六條、第十七條及び第二十一條の四の改正規定、第五條中文部省設置法第五條第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八條の改正規定、第七條、第十五條、第十六條及び第十七條中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

(員費負担教職員の定数条例の経過措置)

2 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下附則第四項までにおいて同じ。)の施行の際、現に改正前の市町村立学校職員給与負担法第三條の規定に基づいて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一條の規定に基づいて制定されたものとみなす。

(教育公務員に対する所轄庁の許可の経過措置)

3 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十条第三項又は第二十一條第一項の規定により所轄庁の許可を受けている者は、改正後のこれらの規定により任命権者の許可を受けたものとみなす。

(県費負担教職員の給与条例等の経過措置)

4 この法律の施行の際、現に改正前の教育公務員特例法第二十五條の四の規定に基づいて制定されている条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十二條の規定に基づいて制定されたものとみなす。

(恩給に関する経過措置)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律による廃止前の旧教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)による教育委員会の教育長又は同法第四十五條に規定する職員に対する恩給法の準用については、なお、従前の例による。

(就替規定)

6 指定都市に關して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間、改正後の文部省設置法第五條第一項第十九号の三中「第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ。）」とあるのは「第百五十五條第二項の市(以下「五大市」といふ。))」と、改正後の同法第八條第一号の二中「指定都市」とあるのは「五大市」と読み替へるものとす。

(選挙期日が告示されている場合の教育委員会の委員の選挙の経過措置)

7 この法律(附則第一項ただし書に係る部分に限る。以下同じ。)の施行の際、すでに選挙の期日の告示されている教育委員会の委員の選挙については、改正後の公職選挙法の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(合併市町村の教育委員会の委員の経過措置)

8 この法律の施行の際、現に改正前の町村合併促進法第九條の二の規定によつて市町村の教育委員会の委員として在任する者に対する地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第三條の規定の適用については、その者を同条に規定する旧公選委員と、その者の改正前の町村合併促進法第九條の二の規定により協議して定めた在任期間の満了する日を地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第三條に規定する旧公選委員の任期が満了する日とみなす。

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案

(助役が兼ねている教育長の経過措置)

9 この法律の施行の際、現に改正前の地方自治法附則第六条の規定によつて教育長を兼ねている助役は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の際現在に在任する教育長とみなして、同法附則第十条の規定を適用する。

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。小牧次生君。

〔小牧次生君登壇〕
〔議長退席、副議長着席〕

○小牧次生君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして反対の討論をなさんとするものであります。(拍手)

この法案は、御承知の通り、わが日本の教育の将来、また、わが日本の将来の運命を左右する、きわめて重大な法案でございます。この重要な法案を、ただいま委員長が中間報告をいたしました。委員会の討論、採決を省略いたしました。この本会議場で直ちに討論、採決を強行するといふ、自由民主党の大政党たる態度は、徹底的に糾弾しなければならぬと存するのであります。(拍手)このことは、わが国議会史上異例のことでございます。将来長くわが国議会史上に汚点を残し、し

かも、この法案はいわくつきの悪名を長く甘受しなければならぬと信ずるのであります。(拍手)

今回提案せられたるこの二つの法案の趣旨を要約して申し上げますならば、現行教育委員会制度は、占領中早々の間に制定されたものであるから、これを是正しなければならぬといふのが、表面の理由でございます。しかしながら、この裏を返せば、民主教育の否定と、戦前の教育体制復活の意図がひそんでおるのであります。ここにこの法案の持つておるところの重大なる歴史的意義があると信ずるのでございます。(拍手)明治以来の日本の教育が、帝国憲法と教育勅諭を中心として、偏狭なる国家主義、軍国主義、絶対主義を謳歌いたしました。個人の人格の尊厳と自由を否定し、絶対服従と權威の道徳を国民に押しつけて参りました結果、真の科学的精神と批判的精神の成長する社会的基盤はほとんど失われまして、国民は、国家権力の命ずるままに盲目的に追従するといふ、まことに悲しむべき風潮を招来して参つたのであります。(拍手)かくのごとき歴史、社会的背景のもとに、軍閥、官僚、財閥の三位一体の体制がここに確立されまして、国会でさえもこれに完全に牛耳られて、ついに、無謀なる、悲惨なる大東亜戦争に突入して参りましたことは、今なお、なまなましい事実でございます。(拍手)教育が、個人の人格の完成、すなわち、自主性、自律性の涵養を忘れまして、絶対服従と權威の思想を謳歌、鼓吹するところに、真の道徳社会は断じて生まれてくるはずはないのであります。

戦前の教育が、かくのごとき、個人の人格の完成を忘れて、ただ単に、権力追従、絶対服従を基本としたものでありましたがゆゑに、戦争末期のわが日本の指導者自身が、道徳的に頹廢し、酒食にふけり、やみを行ひながら、反面、国民に對しましては、総力戦を号召宣伝いたし、絶対服従と耐乏生活を強制するといふ、まことに矛盾きわまる現象を生ずるに至つたのであります。(拍手)しかしながら、国民には、この指導者の驚くべき実体を知るに及びまして、心からこれに服従し得るはずはございません。面従腹背の状態は全国にございまして、武力に敗れ去る前に、すでに、日本は、内部的に崩壊し去つたといふことは、多数の識者が指摘いたしておる通りでございます。(拍手)敗戦後の混乱と破壊の中に、祖国を再建し、文化国家を建設しようといわれわがれが決意いたしましたときに、真の平和と自由を守るために、戦争を否定し、武力を放棄するための平和憲法が絶対に必要であると確信いたしました。これを心から求めましたことは、今なお厳然たる事実でございます。(拍手)

さらに、戦前の教育が、民主主義を否定し、個人の人格の尊厳を抹殺いたしました結果、批判の自由を持ち得ない、無気力なる人間を作り上げるところの原動力となつたことを、あらためて強く反省いたしましたゆゑに、自由に批判のできる、はつらつたる人間、相互に人格を尊重することのできる人間を育成し、真に正しい道徳社会と文化国家を建設するために、教育基本法を制定いたしましたことも、これまた明白なる事実でございます。(拍手)

戦前の教育が、戦争の反省から、平和憲法と教育基本法を基調とする民主教育に切りかえられたといふこの事実こそは、歴史的にも、教育的に見ても、きわめて重大なる意義を有するものと信ずるのでございます。かくのごとき、教育を国家権力、政治権力から解放いたしました。直接国民の手によつてこれを運営し、責任を果していくといふ目的のために生まれましたのが、現在の教育委員会制度であつたといふことは、何人も否定することのできない冷徹なる事実でございます。(拍手)すなわち、平和憲法を父親とし、教育基本法を母親として生まれて参りましたのが現在の教育委員会法でございます。まことに、正当なる嫡出子であるといわなければならぬのでございます。(拍手)

しかるに、今回提案されました法案には、現在の教育委員会法第一条にある「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきである」といふこの条文が完全に姿を消しまして、法案の内容は、これとは似ても似つかないものになつてゐるのでございます。まして、一体何から生まれて参りましたのか、その親がわからない、珍妙無類の子供が生まれようとしたしてあるのでございます。今は親はわかりませんが、二、三年たちましたならば、だんだんはつきりした顔形が現われて参りますので、そのときには、あるいは父親が帝国憲法であり、母親が教育勅諭であるといふことになるかわからないのでございます。(拍手)帝国憲法と教育勅諭は、確かに十年前に死んだはずでございます。しかし、

あるいは、実はまだどこかに潜伏して生きてゐるかも知れません。そうして、おれが親だといつて、白昼公然と名乗りをあげてこないとは、だれも断定はできないのでございます。(拍手)このような客觀的背景のもとに提案されて参りましたこの法案のおもな点を具体的にあげながら、反対の理由を明らかにいたしたいと思つてござい

ます第一には、先ほど申し上げました通り、現在の教育委員会法第一条には、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきである」といふ自覺のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目とす」といふようにうたつてあるものであります。教育が不当な支配に服しないこと、国民全体に對し直接責任を負ふといふこと、地方の実情に即した教育を行うといふこと、すなわち地方分権、この三大目標を掲げておるのでございますが、今回の法案には、これが全然ないのでございます。(拍手)戦前の教育の反省から生まれました現在の教育制度のこの三つの目標が第一条から姿を消しておるといふことは、本法案の性格を明らかに物語るのでございます。なるほど、清瀬文部大臣は、教育基本法に同じような条文があるから新法案には掲げなかつた、苦しい答弁をいたしておるのでございますが、これは全くの言いわけにすぎないのでございます。(拍手)この正しい目的、目標を、何がゆゑに最初に持つてくるのができなかったのか。これは、すなわち、中央

集権の強化と、官僚支配の精神がこの法案全体を貫いておるからでございます。(拍手)

そこで、最初に指摘しなければならぬことは、現在の教育委員の公選制を廃止して任命制に切りかえた点でございますが、これこそ最も重大なる百八十度の転換でございます。新法案の支柱をなすところのものといわなければなりません。公選制をこのように任命制に切りかえたことに關しまして、御承知の通り、世論は沸騰し、また、公選会における公選人も、圧倒的多数が強く反対論を展開いたしましたことは、皆様の十分御承知のところでございます。(拍手)先ほど述べました通り、戦争の反省からして、教育は一般行政から分離して、国民自身の手によって運営されなければならない、時の政治権力に支配され、利用されて、大きなあやまちを犯すことになるというので、教育の自主性と中立性を維持するために直接公選制となつたというところに、私は絶対の確信を持っております次第でございます。(拍手)教育基本法第十條に示すように、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」とあるのは、教育の不当な支配を排除するための条項で、これに應ずる方法が公選制である。これは現行教育委員会法制定のときからきわめて明瞭でございます。文部省自体が、機会あるごとに、このことを強調して参つたのでございます。(拍手)

以上申し上げましたように、委員の直接公選制によって初めて教育の自由と自主性が確保されるということを強調

調し、また、国会自身も、同じような解釈を今日までとつて参つたのでございます。清瀬文部大臣は、これについては、當時はなるほどそうだったかも知れないけれども、今日事情が變つたので、自分は直接公選制とは解釈しておらない、かように答弁をいたしておるのでございます。これは、教育制度の根本に關する解釈が、わずか数年を出ずいたしまして、大臣や次官がかわつたためにその解釈が變つたというところは、斷じて許さるべきでないと思つるのでございます。(拍手)

しかも、憲法第九十三條第二項の「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選舉する。」という条文の中の「法律の定めるその他の吏員」というのは、現在教育委員しかないのだから、憲法は明らかに教育委員の直接公選を示しておると思つたのでございませう。(拍手)今申し上げました通り、これを任命制に切りかえるというところは、教育基本法と憲法に違反するものであるがゆえに、斷固として排撃しなければならぬと思つたのであります。(拍手)

しかも、現在の教育委員は、国民によりまして直接選舉された人々であり、任期もまだ十月まで残つておるのでございます。従つて、これを今任命制に切りかえるということは、選舉民を冒瀆するものであり、権利の侵害といわなければならぬのでございませう。(拍手)非常に激しい選舉の結果當選して参りました知事や市町村長が、自分に反對した者を任命するはずもございませぬ。また、すべてほとんど自

分のめがねにかなつた、ひもつきや、論功行實人事が行われるといふことは、これは當然の成り行きでございます。ひもつきや論功行實任命によりまして、教育委員の人事権を掌握いたしました知事や市町村長は、直接教育行政を担当しなくては、任命権という伝家の宝刀を持つておられますので、これをあらわらさせながら、任命した教育委員を通じまして、教育の内容にも、教育の予算にも、教職員の人事にも、あらゆる面に介入していくことができるというところはきわめて明瞭でございます。文部大臣は、新法案によりまして教育の自主性と中立性を保つことができない、かように力説いたしておられますが、實際はこれと全く逆な方向に進むものと信ずるのでございませう。(拍手)

任命制の方がかえつてよい人材を得ることができるとか、教育委員の選舉の投票率が低いとか、いろいろ独斷的な理由をあげておるのでございませうが、現行教育委員会制度に多少の欠陥はございませう、これを、根こそぎ、根本的に變えようとするところは、絶対に間違ひでございます。民主主義の重大なる後退であるといわなければならぬと思つたのでございませう。(拍手)國民が直接自分の自由な意思によつて選ぶことによりまして教育の中立性は保たれていくと信じますと同時に、直接選舉することによりまして、教育に關する熱意と関心を高め、これを國民の手から奪つて任命するということになりますれば、再び國民は教育に対する熱意と関心を失ひまして、教育は沈滞し、大きく發展を阻害されるとい

うことは、戦前の教育を顧みるまでもなく、全く明瞭でございます。(拍手)さらに、都道府県の教育委員会の教育長は文部大臣の承認を必要とするのでございますが、この規定に至りましては、まことにあせつたらざるを得ないのでございませう。一体、地方公務員で、このような任命手続を必要とする職員が、ほかにあるでございませうか。(拍手)絶対にないのでございませう。この教育長の任命に文部大臣の承認が必要であるというこの考え方、これこそ清瀬構想の中核をなすものであり、その本質的なものであると思つたのでございませう。教育長の任命に當り、文部大臣の承認を必要とするこの新例は、政党内たる文部大臣、党議優先や政党内の自認せられる清瀬文部大臣が、教育に對する國の責任と監督を明確にするという美名に隠れて、地方教育行政に大きく干渉し、これを左右することができたための手段であり、教育の國家統制、中央集権の強化、官僚支配への大きな布石であるといふことは、すでにあらゆる方面から指摘されておるところでございませう。(拍手)いかなる意味においても、斷じてこれを承認することはできないのでございませう。「時間々々」と呼ぶ者あり)都道府県におきましても、市町村におきましても、教育長が中心的存在となり、教育委員会の行政委員会としての実体は、全く有名無実、骨抜きとなりまして、上は文部大臣から末端は市町村の教育長に至るまでの一連の指導権、指揮権が、強力なる一本の線を引き、確立されるというところは、今や明々白々たる事實でございませう。(拍手)

「議長、時間々々」「公平にやれ」と呼び、その他発言する者多し」

○副議長(杉山元治郎君) 申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) 文部大臣の考えが、どのようにも支配し得るのでございませう。これでは、名は教育委員会であつても、その実質は、教育長を中心とする戦前の學務部あるいは學務課、こゝういふものと全く同様でございませう。従つて、教育を國民の手によつて守るために、戦前と同じ教育体制に返そうとするこの法案に對しましては、斷固として反對せざるを得ないのでございませう。(拍手)

次に、反對の第二の理由を申したいと思ひます。それは、現在の教育委員会が持つておる予算の原案送付権、條例の提出権を、本法案は完全に剝奪いたしておると思つたのでございませう。元來、教育委員会がいろいろ批判されてきたおもしろなる点は、この原案送付権でございまして、知事や市町村長は何とかしてこれを奪ひたいといふ自己本位の感情に支配されておるのでございませう。原案送付権がございませう、財政権を有していない教育委員会が……

「議長、時間だ」と呼び、その他発言する者多し」

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) 今でさえ、知事や市町村長に對しまして非常に弱い立場にあるのでありまして、これを育成強化する方向を捨てまして、この原案送付権を奪われましたあとの新しい教育

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案

委員会なるものは、かりに公選の委員であつても、さらにいかに弱い立場に置かれるかという事は、もはや説明の要もないと思つてございします。

(拍手) しかも、今度は、行政の首長から任命された、ひもつきの教育委員であつてみれば、一体いかなる自主性があるというのでございします。任命権者たる知事、市町村長が絶対優位に立つことは自明の理でございまして、これでは、先ほど申し上げました通り、戦前の学務部とまた学務課と全然異なることはないという事は、これによつても十分に主張し得ると思つてございします。(拍手) 原案送付権があるために、全般的には、ごく一部に摩擦があるようではございします。しかしながら、これは教育が一般行政から独立すべきであるということからの当然の結果でございまして、一部の摩擦のためにこの根本を破つては、教育の独立性は侵害されるを得ないのでございします。(拍手)

次に、反対の第三の理由を申し上げたいと思つてございします。法案第三十三条によりますと、学校における教材の使用について、あらかじめ教育委員会に届け出させ、または承認を受けなければならぬ、こういう規定に相なつておるのでございしますが、教材の例として文部省が示した例をあげてみますと、副読本、解説書、その他参考書、雑誌、新聞その他各種学習帳、ワークブック、練習帳、地図、掛図、年表、写真、レコード、映画フィルム、幻灯スライド、録音テープ、放送、こういうものでございします。朝、新聞を見て、教師がこれを教材に使用したいと思ひましても、一々届け出

たり、承認を受けなければならぬという規定でございします。映画を見せようと思つても同じことでありまして、放送を聞かせようと思ひましても同様でございします。なるほど、全部が全部届け出たり、あるいは教育委員会の承認が必要であるとは申しません。しかしながら、これは明らかに前の検閲制度の復活以外の何ものでもないと思つてございします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君、申し合せの時間が過ぎましたから簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) これで、教師の自由な判断に基いた民主的な新しい教育が果して期待できるであらうと思ひます。教師が積極的意欲を失つて、真の教育の発展がいずこにありやといふなければなりません。(拍手) 教師が教材を使用するに当りまして、このようなむずかしい規定がございしますならば、時局に適応した教育も、地方の実情に適した教育も、届け出や承認の煩雑な手続等をいやがりまして、また、これをおそれ、次第にこういうものの回数も少なくなりまして、これが生徒、児童の教育に与える重大なる影響を考へますときに、絶対にこれに反対せざるを得ないのでございします。(拍手)

(発言する者多し)

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君、だいたい申し合せの時間が過ぎましたから簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) 最後に、法案第五十二条について申し上げたいのでございします。文部大臣は、府県市町村の教育行政当局のやつたことが違法不適正と認めるとき、また、教育本来の目的達成を阻害しているものがある

と認めるときは、必要な措置を行うことができる、といつたしているものでございします。なるほど、条文は一応もつともな形を備へてはいるように見えるのでございしますが、しかしながら、これらの適正か不適正かの判断はすべて文部大臣が行うものでございまして、文部大臣の主観によつて適正か不適正かがきまるといふ、実におそろしい条文でございまして、これでは実質的には指揮命令あるいはそれ以上の強力なる権能となることが予想されるのでございまして、全くこれでは戦時中の教育制度と何ら異なるやうがないのでございします。(拍手)

(発言する者多し)

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君、だいたい約束の時間が過ぎましたから簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) 民主的教育制度を根本から破壊するこのやうな措置は、民主主義下の今日、わが日本において断じて許さるべきでないといふ確信をたしてゐるのでございします。

(発言する者多し)

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君、時間が過ぎましたから結論だけ願ひます。

○小牧次生君(純) 最後に、皆様に申し上げたいのでございしますが、与党の有力なる議員である小坂善太郎氏が、今月十四日の読売新聞の紙上に、デモクラシア・オルガニカと題する長文の論文を書いておられるのでございします。これは、小坂善太郎議員が本年三月スペインのフランコ總統と会見された際の、フランコ總統の民主主義に関する見解を述べて、小坂善太郎氏の意見を書かれたものでございまして、私も、非常にこれを興味深く読みまして、小坂善太郎議員に敬意を表しておる次第でございします。(拍手) その内容を、ここで簡単に読んでみたいと思ひます。

(発言する者多し)

○副議長(杉山元治郎君) だいたい時間が過ぎましたから結論を願ひます。

○小牧次生君(純) 「国会の多数意思は民意の反映であり、これによつて決することがデモクラシーの原則である。しかし、それは国会内の絶対多数を占める党の意思が常に民意であるかといふ、必ずしもそうではない。このことは、多数党が常に反省していなければならぬところで、民主主義の根本に触れる問題である。」たとい世の批判がどうあろうと、国会できめることが、オールマイティである。国会内の多数の議決があればそれでよいではないか。こゝにいった考へ方は、かつてわれわれを誤らせたことがあつたかと反省する。」

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君——小牧君、だいたい時間が過ぎましたので結論を願ひます。

○小牧次生君(純) 「今また私は絶対多数をもつ与党の内にある。われわれは大いにためらいなく意見を言うことはよい。しかし、直ちに自分の考えを国会内の決定に持ち込まずとせず、常に反省して、そのときの国民の意思についていかなる小さな声にも耳を傾ける善意と謙虚さをほしいと熱願する。」このやうに小坂善太郎議員は論文を書いてゐるのでございします。(拍手) 今日、与党の自由民主党の諸君は、この小坂善太郎氏の……

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君——小牧君、約束の時間がだいたい過ぎましたので簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) 政府、与党は広範な国民大衆の声を傾けなければならぬ、かように存じます。が、敗戦後十年、わが国の歴史は今や重大なる岐路に立つておると信ずるのでございします。極右、極左に道を開くか、その開頭に立つておると思つてございします。(拍手) もしもこの法案が多数の力によつて強行されるならば、権威の思想、絶対主義は再び息を吹き返しまして、国民は、無自覚、無批判に大勢に動かされて、これに迎合し……

(議長、注意しろ) と呼び、その他発言する者多し、議場騒然)

○副議長(杉山元治郎君) 小牧君、だいたい時間が過ぎましたから、結論を簡単に願ひます。

○小牧次生君(純) 中途にして挫折することになると思つてございします。従ひまして、私は、民主主義をじゅうりんと、教育の国家統制、中央集権化、官僚支配を企図するところのこの反動的な法案に對しまして、断固として反対をいたすものでございします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 米田吉盛君。

○米田吉盛君(登壇) 私は、ただいま議題になりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案に對し、自由民主党を代表して賛成の討論をいたしたいと思ひます。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

元来、教育委員会制度は、わが国固有の制度として成長したものでありませんと、制定の当初から幾多論議があつたのであります。府県教育委員会は設置後七年有半、地方教育委員会は三年余、この経験の結果、わが国の事情に適しない幾多の点が判明したのであります。(拍手)「だれが作つたか」と呼ぶ者あり、(拍手)「だれが作つたか」と言われますが、片山内閣のときに今の府県教育委員会ができたのであります。この声は——この国情に適さないという声は、父兄からも、現場の教員諸君からも、また教育委員の方々からも、われわれは承つたのであります。ことに、全国知事会、府県議会議長会、全国市長会、同町議會議長会等からは、強力なる全論議まで起つたことは、御承知の通りであります。(拍手)

会でも成長したものを、用意もなく、そのまま急速に取り入れるということには、教育的ではございません。(拍手)このために町村長あるいは住民の各位がどんなに困られたかということは、皆さんも御承知であります。今日のわが国ほど、国情に合わない制度を取り入れて中毒して困っている国は、ほとんど世界にないのではありません。この国民的苦悩を打開せんと決意いたしました。自由民主党は、占領政治の是正を公約し、その一環として教育委員会の問題を取り上げたのであります。わが党の態度は、教育の本来あるべき原則、教育の民主化、地方分権化、宗教、政治への中立化は厳に守りながら、国情に適合せしめる基本方針のもとに、鋭意研究をいたしました。その末、今次政府の提案を見るに至つたのであります。

あるとするならば、国家のものではなくて、むしろ日教組支配の観がある。(拍手)日教組は大臣室や廊下にすわり込みをやる、それから、指令第三号を出して、この教育委員会法反対のために、四月二十七日には午後から一斉に授業をやめて早退をする、こういう指令を出しておる。こういうような日教組の現状でよいのかという意味の質問をいたしました。これに答えるのに、長い沿革の発達の過程において、その間にいろいろの運営の仕方があつたかもしれない、あるいは、その点については問題とする点があつたかもしれない、しかし、これは時をかせば必ず改善されると思ひ、かように答へられおるのであります。反対学者の第一級の人物にして、この程度の認識であります。この人たちの憂いは、逆コースという一方に対してのみ神経質であることを、われわれは承知いたしました。それだからこそ、このような反対が出るわけであることがわかりました。これでは無責任のそしりは免れないのであります。(拍手)

賛成論を展開せられました。(拍手)しかし、決して学者の意見なるものを、両教授から強力に述べられておるのであります。(拍手)

本法案に反対せられる具体的点の第一は、教育委員会の性格を根本的に変更するものであると強弁せられておるのであります。しかし、これは明らかな曲解でありまして、改正案は、委員の公選制を任命制に改めまして、総合行政との調和を進めるために権限の調整をはかつたものでございす。教育の内容的権限は依然として教育委員会の専管に属しておつて、教育専門行政の合議体として自主的執行機関であることの性格は変わりません。

第二は、委員の公選制であります。が、この公選制を任命制に改めることは非民主的であると言われておるのであります。しかしながら、民主主義と選挙とは、原則的にはある程度つきものであります。しかし、選ばるる委員の仕事の性質、社会の実情等によつて、各国の民主主義には幅がある扱いをしておるのであります。現に、この制度の母国でありますアメリカにおいてすら、任命制と公選制は相半ばしておるではございませんか。苛烈な選挙まで争つた委員こそ、かえつて教育の中立性保持に危険であります。任命の妙味は、各分野から適任者を得ることが自由でございます。かつ、選挙まで争つて委員にならなくてはならない、任命なれば使命を果したいという人材が多い日本の実情に照らしまして、(拍手)教育に携わる委員の選定方法として、私は最も適当であると存じます。家庭的立場から、婦人の適材の方々の立候補いたさない日本ではございすから、この制度の活用によつて、すぐれたる婦人の進出は疑いございせん。公共団体の長に選ばれるほどの人は教育については非常に公正で熱心であるのが、日本の伝統であります。この首長の推挙によりまして、さらに議会の承認を得て任命せられる方法は、慎重なる手続の間接選挙でもございまして。

第三は、教育に対する国家統制の強化であると反論がございす。三十三条の教材の規定であります。従来とも、学校の運営、管理は教育委員会の権限に属されております。取り扱われている教材がどういふような教育的価値があるか、また、父兄の経済的負担は過重じやないかというようなことは、教育委員の責任であります。この責任上、必要限度を規則で定める規定でありまして、過去における山口日記や旭ヶ丘中学事件等の教育上戦慄すべき教材取扱いに對しまして適切な法的措置をなし得なかつたことを打開いたします最小限の道でございす。

(拍手)従つて、本条によりまして実質的拘束を受けるものは常識選考者でありまして、多数の教員諸君を制する結果にはなりません。

四十八条の文部大臣の指導、助言、援助の規定は、従来とも文部省設置法にあるところでありまして、今回これを明細にいたしたにすぎません。地方の自主性を尊重し、教育の仕事は、従来通り地方にまかせて、文部大臣が直接行ふのはございせんから、決して中央集権ではありません。(拍手)

元来、指導、助言、援助は、非権力的の微温的な概念でありまして、指揮監

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号 地方教育行政の組織及び運営に關する法律案外一案

督とは根本的に違ふことを理解していただくのであります。

五十二條の措置要求の権限は、教育に關する事務の管理、執行が法令の規定に違反していると認めるとき、または、著しく適正を欠き、かつ教育本来の目的達成を阻害しているものがありと認めるときに、これを放置することができないことは明らかであります。

このような場合に、是正または改善のために必要な措置をいたすことは、教育を無政府的に放任しない限り、当然のこととていえます。

次に、県の教育委員会の教育長を文部大臣が承認することになっております。これは、地方の自主性尊重を前提として……

○議長(益谷秀次君) 米田君、簡単に願います。

○米田吉盛君(純) 国、府県、市町村間の教育行政の総合調和をはかつて、その効率化を策したものでございまして、統制強化の意図に出たものではございません。教育が、個人の完成のみでなく、広く国民の育成を期するものであり、この大切な仕事を地方公共団体の各個ばらばらの弱き自治能力のみに放任することなく、指導、助言、承認の微温的方法をもって各市町村の教育水準を全国的水準に高めることは、文化国家建設のために、むしろおそきに失したと思つております。

終戦今や十年、いろいろな制度を国情に即応せしめて国民のものとなさなければならぬ今日において、外国で育つた教育委員会制度をして日本に適合せしめる改正は、民主主義の第一歩の前進であると私は確信いたします。

しこうして、教育立国の基礎を確立するゆえんであると存じます。民主主義を守り、多数の国民諸君の熱望にこたえまして、ここに本法案に賛成の意を明らかにして成立を期する次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

「休憩々々」と呼び、その他発言する者多し。

○議長(益谷秀次君) このまま暫時お待ちを願います。——このまま暫時お待ちを願います。

○議長(益谷秀次君) 先刻の議長の宣告中、

申しましたのは、取り消しいたします。両案を一括して採決いたします。

○議長(益谷秀次君) 議場騒然。

○議長(益谷秀次君) この採決は記名投票をもつて行います。

○議長(益谷秀次君) 議場騒然。

○議長(益谷秀次君) 両案を可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

「参事氏名を点呼」

「各員投票」

○議長(益谷秀次君) 電報で注意をいたします。すみやかに投票せられんことを望みます。

「休憩々々」開票々々」と呼び、その他発言する者多し、議場騒然。

○議長(益谷秀次君) 投票漏れはありませんか。——ただいまから十分以内

に投票を終られない方は棄権されたものとみなします。

○議長(益谷秀次君) 先ほど投票の時間を十分と宣告しましたが、五分と宣告をいたしました。

○議長(益谷秀次君) 投票の時間を経過いたしました。投票される方がありません。よつて、投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

伊藤 郷一君 生田 宏一君 椎名悦三郎君 重政 誠之君

池田 清志君 池田 勇人君 重光 葵君 篠田 弘作君

石井光次郎君 石坂 繁君 島村 一郎君 正力松太郎君

石田 博英君 石橋 湛山君 白濱 仁吉君 周東 英雄君

稲葉 修君 今松 治郎君 須磨彌吉郎君 杉浦 武雄君

宇田 耕一君 宇都宮徳馬君 須磨彌吉郎君 鈴木 善幸君

植木庚子郎君 植原悦二郎君 内田 常雄君 砂田 重政君

植村 武一君 内田 常雄君 關谷 勝利君 田口長治郎君

内海 安吉君 江崎 真澄君 田中伊三次君 田中 彰治君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君 田中 久雄君 田中 正巳君

小笠原三九郎君 小澤佐重喜君 田村 元君 高岡 大輔君

小川 半次君 大石 武二君 高瀬 傳君 高橋 順一君

大久保留次郎君 大倉 三郎君 高橋 等君 竹内 俊吉君

大島 秀一君 大高 康君 高橋 等君 竹山祐太郎君

大坪 保雄君 大橋 武夫君 大橋 正芳君 中馬 辰猪君

大森 忠一君 大平 正幸君 千葉 三郎君 塚田十一郎君

岡崎 英城君 荻野 豊平君 渡海元三郎君 徳安 實藏君

加藤 精三君 加藤 五郎君 神田 博君 内藤 友明君

鹿野 彦吉君 唐澤 俊樹君 川崎 秀二君 中曾根康弘君

龜山 孝一君 唐澤 俊樹君 川崎 秀二君 中村 寅太郎君

川崎末五郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

川島正次郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

太崎 茂男君 岸 信介君 北澤 直吉君 長井 源君

菊池 義郎君 北 吟吉君 北澤 直吉君 長井 源君

北村徳太郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

草野 一平君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

熊谷 憲一君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

黒金 泰美君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

小枝 一雄君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

小平 久雄君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

小山 長規君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

河野 金昇君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

河野 彌三君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

齋藤 憲三君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

笹本 一雄君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

志賀健次郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

志賀健次郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

志賀健次郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

志賀健次郎君 菅野和太郎君 木村 文男君 永田 亮一君

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後九時二十二分散会

出席國務大臣 出閣國務大臣
内閣総理大臣 鳩山 一郎君
外務大臣 重光 葵君
文部大臣 清瀬 一郎君
出席府委員
法制局長官 林 修三君
(公使) 外務事務官 木村四郎七君

朗読を省略した報告
一、去る十七日、内閣総理大臣から、日本電信電話公社経営委員会委員に大橋八郎君及び中山素平君を任命したので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、昨十九日内閣から次の報告書を受領した。
昭和二十九年第一・四半期における国庫の状況
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十八日議長において承認した吉村順之を昨十九日府委員に任命した旨、及び昨十九日(中央気象台長)和達清夫の府委員を免じた通知を受領した。
一、昨十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 安平 鹿一君
文教委員 鈴木 義男君
農林水産委員 島上善五郎君
建設委員 石田 有全君
足立 篤郎君
予算委員 井出 太郎君
西村 力弥君
田村 元君
小松 幹君
一、昨十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 西村 力弥君
文教委員 木下 哲君
農林水産委員 井出 太郎君
石田 有全君
建設委員 島上善五郎君
安平 鹿一君
予算委員 足立 篤郎君
鈴木 義男君
議院運営委員 濱地 文平君
八木 昇君
一、昨十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
相川 勝六君
淵上房太郎君
小平 忠君
田中織之進君
中村 高一君
山本 幸一君
一、昨十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
椎名 隆君
淺香 忠雄君
島上善五郎君
細迫 兼光君
山本 幸一君
片島 港君
一、昨十九日議員から提出した議案は次の通りである。
土地収用法の一部を改正する法律案(西村力弥君外十名提出)
昭和二十九年までの災害に係る農林水産施設等の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案(稲富稔人君外三十四名提出)
一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。
教科書法案(辻原弘市君外八名提出、衆法第四四号)
初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律案(辻原弘市君外八名提出、衆法第四五号)

義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案(辻原弘市君外八名提出、衆法第四六号)
以上三件 文教委員会 付託
参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(勝岡田清一君外四名提出、衆法第四三三三号)
公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託
一、昨十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(勝岡田清一君外四名提出)
教科書法案(辻原弘市君外八名提出)
初等教育及び中等教育の教育内容等に関する法律案(辻原弘市君外八名提出)
義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案(辻原弘市君外八名提出)

○議長(益谷秀次君) 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後九時二十二分散会

昭和三十一年四月二十日 衆議院会議録第三十六号 議長の報告

昭和三十一年四月二十日 衆議院會議録第三十六号

五六四

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九政(四三)一七、報課